

# 福岡市社会的養育推進計画

令和7年3月

福岡市こども未来局

## 目次

### 1 計画総論

(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画の位置づけ	2
(3) 計画期間	2
(4) 定義	2
(5) 方向性	3
(6) 福岡市における社会的養育の現状	5

### 2 計画各論

(1) 当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・意見表明等支援等)	8
(2) 区の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組	15
(3) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組	22
(4) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み	26
(5) 一時保護改革に向けた取組	29
(6) 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組	36
(7) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組	43
(8) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に 向けた取組	52
(9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組	61
(10) 児童相談所の強化等に向けた取組	66
(11) 障がい児入所施設における支援	72

## 1 計画総論

### (1) 計画策定の趣旨

平成28年の児童福祉法等の一部を改正する法律において、子どもが権利の主体であると位置づけられ、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実とともに、子どもの「家庭養育優先原則」が明記された。続く平成29年8月に示された「新しい社会的養育ビジョン」では、この理念を具体化するための取組みを一体的かつ全体として改革を進めることが求められた。

これらの流れをふまえ、平成30年7月に国から、子どもの最善の利益を実現するため、「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」が示され、福岡市では、本市における社会的養育の現状に照らし合わせ、「福岡市社会的養育のあり方検討会」において当事者である子どもの意見を聴き、委員に社会的養護経験者や学識経験者、社会福祉法人や NPO などの児童福祉事業の実務者等の幅広い参画を得て、令和2年3月に令和2年度から11年度までの10年間における「福岡市社会的養育推進計画」を策定し、子どもの最善の利益を追求した取組みを進めてきたところである。

一方で、全国的に見ても児童虐待に関する相談対応件数は軒並み増加を続けており、一時保護や措置だけでなく、在宅での支援を全体で強化していくことが求められていること等の背景をふまえ、令和4年6月に児童福祉法の一部が改正(以下、「令和4年改正児童福祉法」という)された。この中では、こども家庭センターを中心とした子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充や社会的養護経験者等への自立支援の強化、児童の意見聴取等の仕組みの整備、子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上等が掲げられている。

このたび、この改正児童福祉法の内容を反映し、現行計画からの継続性を図りつつ抜本の見直しを行うとともに、計画によって整備された資源による効果や課題について指標を設定した上で取組みを進めていく「都道府県社会的養育推進計画の策定について」が、令和6年3月に国から示されたところである。

これを受け、本市では、令和6年2月から7月にかけて「福岡市社会的養育のあり方検討会」を開催し、多くの子どもの声を聴く取組みを行い、現行の「福岡市社会的養育推進計画」に沿って推進してきた各取組みについての見直し、現状と課題の分析を行った。その上で、この度、新たに計画を策定し、本市における社会的養育の推進に関する基本的考え方として、さらに推進を図るものである。

## (2)計画の位置付け

この計画は、福岡市における子どもに関する分野の基本的な計画である「第6次福岡市子ども総合計画」(計画期間:2025年度～2029年度)との整合と連携を図ることとする。

## (3)計画期間

2025(令和7)年度から2029(令和11)年度までの5年間  
計画の進捗については、毎年度、各事業の本市の取組状況や評価のための指標等を「福岡市社会的養育のあり方評価検討会」にて確認するものとする。

## (4)定義

本計画における下記に掲げる用語については、以下のとおり定義して使用する。

### 【社会的養育】

社会がすべての子どもの養育に対して保護者とともに責任を持つという考えに基づき、家庭への養育支援(生まれる前から自立までの子育て支援施策全般)から代替養育(社会的養護)までを指す。

### 【社会的養護】

保護者のいない子どもや、保護者に監護させることが適当でない子どもを、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことを指す。

### 【代替養育】

保護者に替わって、公的責任によって養育される状態を指す。

### 【家庭復帰】

代替養育を受けている子どもが、実家庭へ帰る(復帰する)ことを指す。

### 【家庭移行】

代替養育を受けている子どもが施設養護から家庭養護(里親やファミリーホーム)への移行を指す。

### 【措置】

主に児童福祉法第27条第1項第3号による里親、施設等への入所措置を指す。

## (5)方向性

本市における「社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像」について、「社会的養育体系図(目指すべき方向性)」(7 ページ)としてまとめ、この実現に向け、以下の取組を推進する。

- 子どもアドボカシーの推進
- 多機関連携による社会全体での包括的在宅支援
- 多機関連携による家庭養育優先原則に基づいた伴走型支援

各取組みにおいては、整備すべき資源の見込み量等、支援ニーズを確認した上で適正量を算出することはもとより、ハード面の整備だけでなく、事業に対する効果が測定、評価できるような項目についても設定する。

なお、パーマネンシー保障の理念について、現行計画では、特別養子縁組による永続的解決に限定したものとなっていたが、本計画においては、国の策定要領に記載された「子どもの最善の利益を図るための『永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障、いわゆるパーマネンシー保障』(「新しい社会的養育ビジョン」)には、まず、市区町村において、家庭支援事業等を活用した予防的支援による家庭維持のために最大限の努力を行うべきである」との理念を、子ども家庭福祉に携わる関係者間で共有し、取組みを進めていく。

### 【子どもアドボカシーの推進】

本市では、さまざまな施策を検討する上で、子どもが権利の主体であると認識し、子どもの最善の利益の追求といった子どもの権利擁護の取組みを率先し、計画等の策定過程において子ども・若者の声を聴き、進めてきたところである。さらに、令和5年4月に施行されたこども基本法における6つの基本理念をふまえ、すべての子どもに対する取組みとして、子ども自身への人権教育や保育園、学校など子どもに関わる仕事をしている人達におけるフォーマルアドボカシーの充実などを社会全体で進めていくことが求められる。また、社会的養護を受けている子どもについては、意見聴取等措置の充実や意見形成支援、意見表明支援の充実に引き続き取り組む。

### 【多機関連携による社会全体での包括的在宅支援】

在宅支援においても、子どもが権利の主体であること、さらに子どもだけでなく、その家庭を支援していくことを念頭に、社会全体で包括的に支援を展開することが求められる。ここでは、子ども本人や市民からの相談を待つだけでなく、地域子育て相談窓口(地域子育て相談機関)の地域展開や区こども家庭センター、児童家庭支援センター、児童相談所

によるアウトリーチの取組みを推進する必要がある。これには、社会的養育に携わる者がそれぞれの役割を果たすことはもちろん、チームとしてネットワーク化して支えていくことが重要となる。

なお、他機関の連携による支援にあたっては、引き続き個人情報の取扱いを適切に行う必要がある。

#### 【多機関連携による家庭養育優先原則に基づいた伴走型支援】

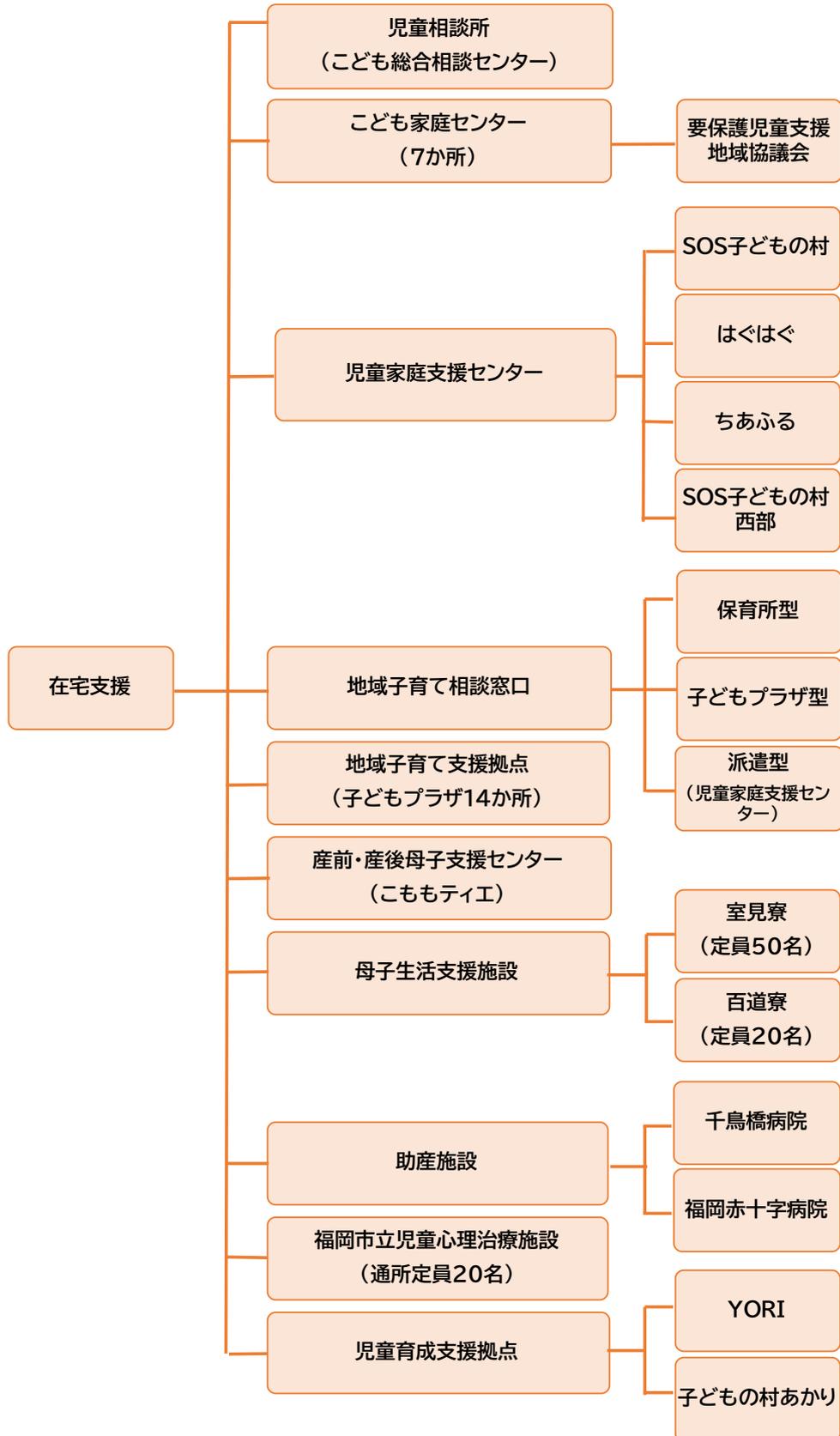
現行計画において掲げた子育てに悩む市民への相談サービスの向上及び児童虐待の予防、迅速・的確な対応を目的として、虐待通告の窓口を一元化し、通告内容に応じて、適切な部署へ的確に繋ぐ仕組みを令和2年度から取り組んできたところである。この振り分け機能の充実と並行して、振り分け先となる児童相談所や区こども家庭センター職員の人材育成として、知識の習得にとどまらず、対応力、応用力等の専門性を向上させる取組みを組織的に行う必要がある。

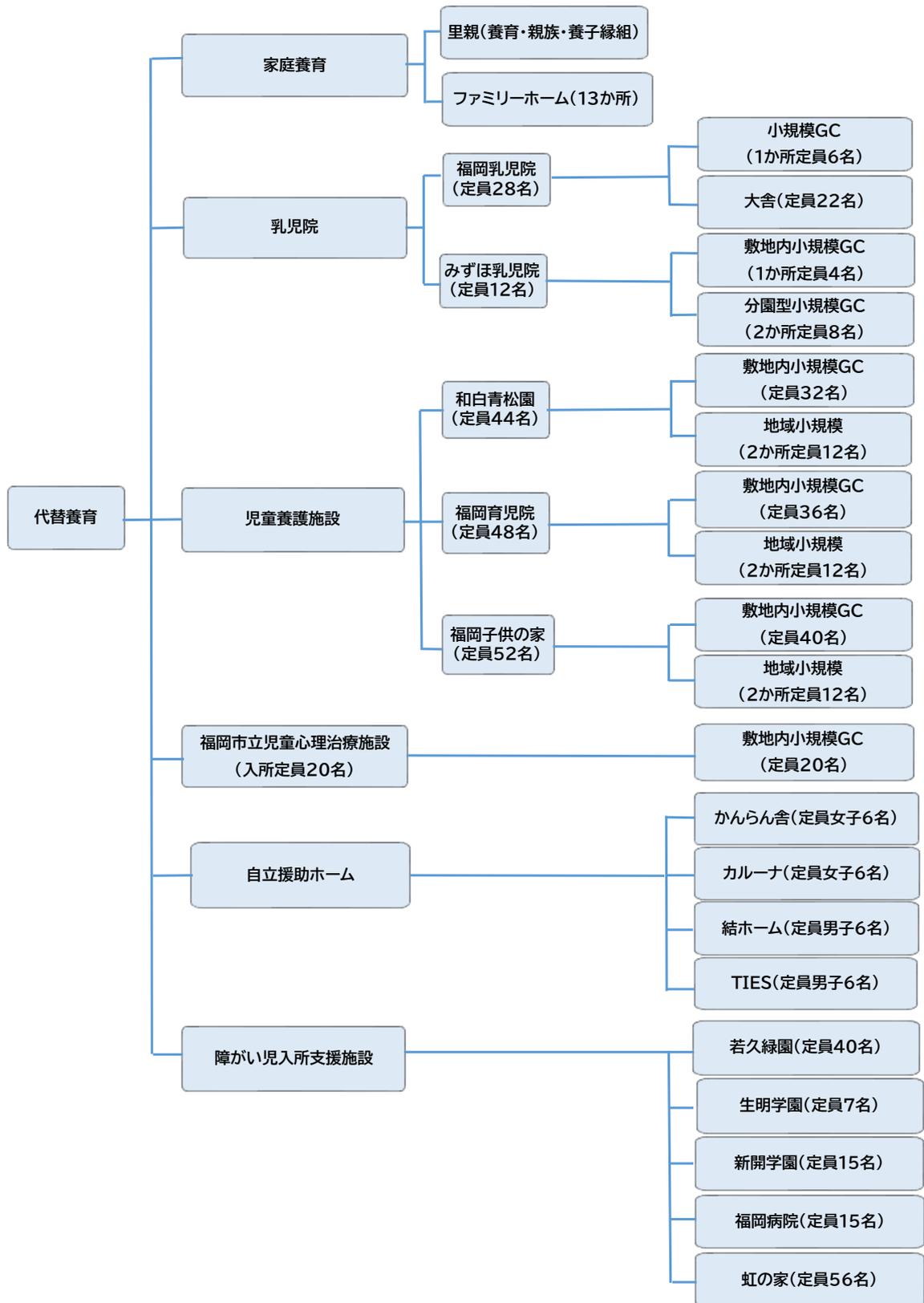
その上で、区こども家庭センターにおける在宅ケースマネジメントや児童相談所における法的対応・社会的養護といった専門的ケースマネジメントにおいて、社会的養護関連施設等と連携しながら、支援が必要となる子どもとその家庭に対する家庭養育優先原則に基づいた伴走型支援を展開する。

#### こども基本法 基本理念(こども家庭庁 HP 資料より)

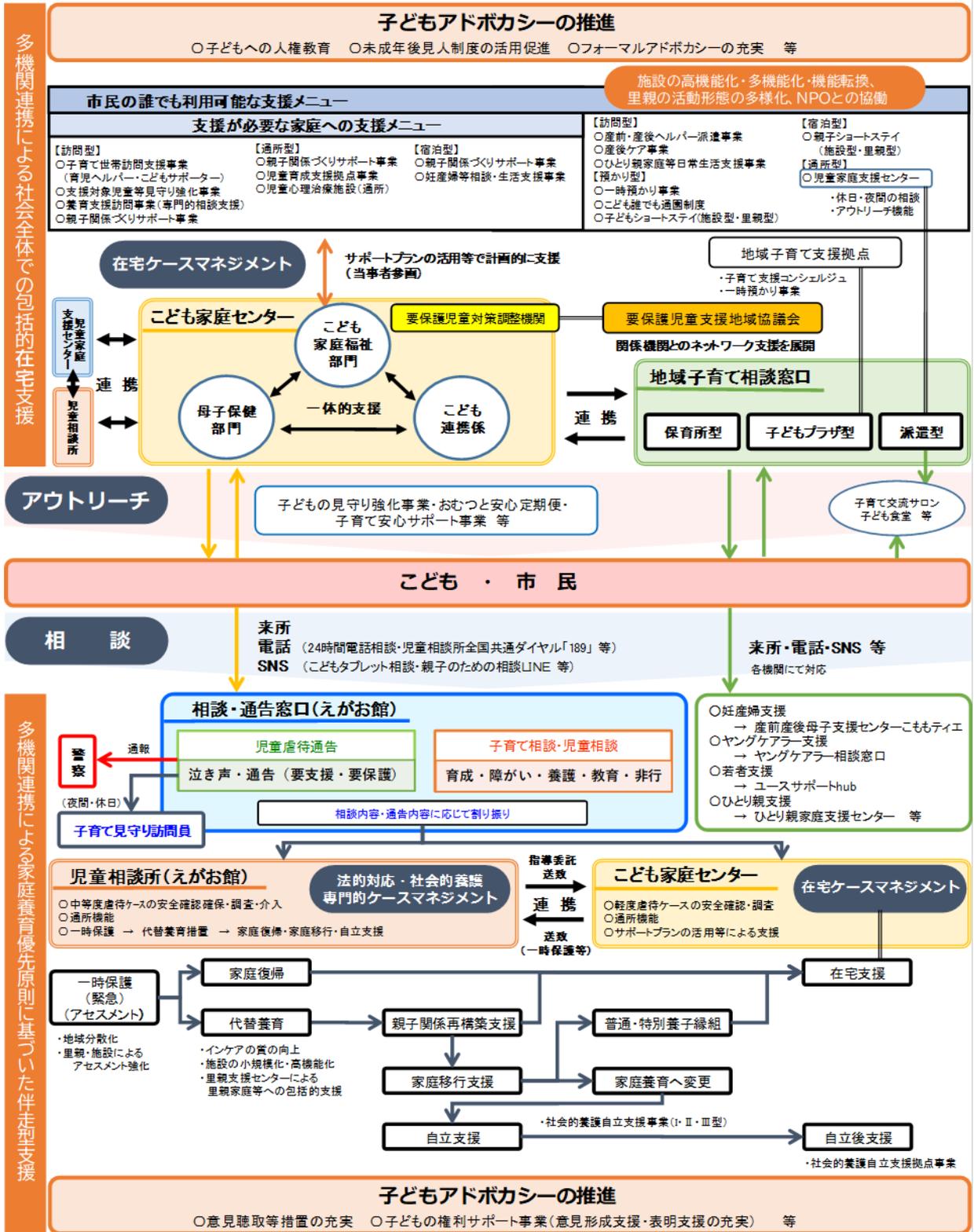
- 1、全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- 2、全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- 3、全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- 4、全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- 5、こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- 6、家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

## 福岡市における社会的養育の現状(令和7年3月1日現在)





# 社会的養育体系図(目指すべき方向性)



## 2 計画各論

### (1) 当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・意見表明等支援等)

#### 現行計画の達成見込み・要因分析等

#### ① 社会的養育に関する施策を検討する際の当事者である子どもの参画

本計画の策定に向けた「福岡市社会的養育のあり方検討会」に、社会的養護経験者である委員の参画を得て、当事者の意見も踏まえた幅広い意見の聴取を行った。

また、児童養護施設や里親等に措置・委託されている子どもの声を、行政や施設関係者ではない第三者で聴く取組として、「子どもの声を聴く取組 きかせてワーク 2024」を実施し、対面によるヒアリングやアンケートにより、子どもの権利に関することや計画に対する子ども自身の意見を広く聴き取った。

また、本市における子どもに関する分野の基本的な計画である「第6次福岡市子ども総合計画」の策定過程においても、当事者である子どもや若者、子育て中の保護者から直接意見を聴くためのワークショップを開催している。

#### 【子どもの声を聴く取組 きかせてワーク 2024】

実施対象	里親家庭 児童養護施設(地域小規模児童養護施設を含む) 児童心理治療施設 自立援助ホーム *いずれも市内に所在するもの
実施時期	令和6年7月3日～8月20日
対象年代	未就学児から大学等在学による措置延長中の児童
対象人数	167名 (ヒアリング71名、アンケート96名)
実施概要	以下の5点を中心にヒアリング、アンケートによって子どもの意見を聴取 ①あなたの生活がもっとよくなるために福岡市に伝えたいこと ②あなたの権利は守られていますか?安心して暮らせていますか? ③いま生活している施設や里親家庭のこと ④一時保護施設のこと ⑤児童相談所のこと

## ② 子どもの最善の利益を考慮した方針決定

子どもに一時保護や措置が必要となる場面で、権利の主体である子どもの意向が十分に汲まれ、その方針決定に反映されることは大前提であり、これまでも児童福祉司を中心とした子どもの意見聴取(意見聴取等措置)が行われてきたところである。仮に子どもの意向と児童相談所の意向が相反した際には、市こども・子育て審議会処遇困難事例等専門部会に諮ることとなっている。

また、令和5年度から同審議会権利擁護等専門部会に「こどもの意見表明に係る小委員会」を設置し、施設、里親にて代替養育を受けている子ども等の権利救済を目的とした調査審議の仕組みをモデル実施している。

【子どもの権利サポート事業・調査審議 イメージ図】



※里親・施設等:市内の一時保護施設や里親家庭、ファミリーホーム、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム、障がい児入所施設等

## ③ アドボカシーシステムの構築

令和元年度に結成された子どもアドボカシーシステム研究会にて議論を重ね、令和4年度から市において「子どもの権利サポート事業」を開始した。また、子ども自身が権利の主体であり、意見を述べる権利があることを周知するため、この研究会の取組みとして、地域・学校での子どもアドボカシー開発事業(日本財団助成事業)を実施しており、公民館や児童館、小・中学校等でのワークショップの開催等を令和4年度から開始している。

こどもアドボカシーシステム研究会(H31～)参加団体

NPO 法人子どもアドボカシーセンター福岡、社会的養護経験者、施設・里親等の養育者、有識者、児童相談所、市教育委員会教育相談課、市こども家庭課

#### ④ 子どもの意見表明の権利の保障(子どもの声を聴く場の創出)

措置する際に子どもに権利を説明するために用いる「権利ノート」\*1を、当事者である子どもの意見を反映し、令和4年1月に大幅に改訂。施設や里親家庭、ファミリーホームで暮らす子ども達の権利について説明している。

また、子どもの声を聴く場の創出として、被措置児童を対象とした児童相談所の職員による権利に関する児童面接に加え、令和4年度に開始した「子どもの権利サポート事業」において、一時保護中の子どもや被措置児童を対象に、意見形成支援及び意見表明支援を実施している。

\*1 <https://www.city.fukuoka.lg.jp/kodomo-mirai/k-tyousei/life/egaokanhp/documents/kenri-shisetu.pdf>

(福岡市こども総合相談センターえがお館 HP に掲載)

##### 子どもの権利サポート事業(令和4年度～)

対象児童:一時保護施設、児童養護施設、児童心理治療施設、里親・ファミリーホーム、障がい児入所施設に一時保護又は措置されている子どものうち、子どもアドボケイトとの面接を希望する子ども

実施団体:NPO 法人子どもアドボカシーセンター福岡

子どもアドボケイト:同法人の子どもアドボケイト養成講座を受けて登録した市民(有資格者を含む)

#### ⑤ 被措置児童等に対する評価の実施

被措置児童等、子どもに対するアンケート等を活用した評価については、定期的な実施はできていない。なお、令和6年度に実施された児童相談所・一時保護施設の第三者評価のタイミングで児童相談所が施設措置、里親委託等の措置、児童福祉司指導・継続指導となっている小学校4年生以上の子ども、一時保護施設、または施設や里親へ一時保護委託中の子どもを対象にアンケートを実施した。

#### ⑥ 子どもの知る権利の保障(ライフストーリーワークの充実)

被措置児童にとって、ライフストーリーワークは自身の生い立ちを知ることやそれに対する感情に向き合い、将来に向けて進んでいく大切な機会であり、児童相談所においても人材育成における令和6年度～8年度にかけた重点テーマとして、ライフストーリーワークを取り上げている。この研修は、児童相談所の多職種合同研修として位置付けられ、児童福祉司や児童心理司に限らず、一時保護施設の職員や電話相談員等も対象としている。

実施にあたっては、子どもの状態の把握や生活場面でのフォローが重要となるため、子どもが生活する里親家庭や施設等の協力は不可欠であり、児童相談所と連携を十分に図りながら取り組んでいる。

【福岡市での子どもの権利擁護に関する主な取組(令和5年度末時点)】

対 象	取 組	内 容
すべての子ども	子どもの権利ノート	措置開始時に、児童福祉司より配布し説明を行うことに加え、年1回の権利に関する児童面接の際に、読み合わせを行い、子ども自身の権利意識を醸成する。
	意見箱	【一時保護施設】施設内に設置。無記名でも可。記名の場合は担当課長と面接を行い、子どもの了承を得た上で、関係者へフィードバックを行う。 【施設】施設内に設置。内容によって、施設長や担当ケアワーカー等と面接を行う。
	権利に関する児童面接	主に、担当児童福祉司が子どものところへ訪問、または、子どもが児童相談所へ来所し、年1回実施。聴き取った内容は、匿名で扱い、施設や里親等へフィードバックを行う。
	こどものキモチ便	封筒と説明用のチラシを事前に子どもに配布し、生活場面での困りごとや児童福祉司や児童心理司への不満、意見などを書いて投函できる。宛先は児童相談所長や担当者、一時保護施設職員など、子どもが選択できる。費用は無料。
	ライフストーリーワーク	子ども自身が代替養育に至った経緯などを理解し、生い立ちやそれに対する感情などを代替養育に携わる職員や児童相談所職員などの信頼できる大人と一緒に整理し振り返る。
	未成年後見人制度活用	親権者不在となった子どもに対して、未成年後見人が財産管理、身上監護を務める。児童相談所長が積極的に申立てを行い、後見人報酬についても、その一部を助成する。
	子どもの弁護士相談	被虐待や犯罪被害児童に対する法的支援や触法調査の際の付添人など、法的相談全般を担う。児童相談所が福岡県弁護士会の子どもの権利委員会福祉小委員会に依頼し、担当する弁護士のもと、相談を行う。

## 資源等に関する地域の現状

本市では、先述のとおり特に代替養育に係る子どもの権利擁護の取組みを進めてきたところであるが、以下の点が課題としてあげられる。

### ① 子どもの声を聴くための支援の充実

一時保護や措置を決定する場面における、児童相談所職員による子どもの意見聴取(意見聴取等措置)については、丁寧な支援を徹底しているところである。これに加えて、児童相談所職員や施設職員、里親、教員など子どもの周囲にいる大人が、日頃から子どもの声を聴く姿勢、いわゆるフォーマルアドボカシーの推進に取り組む必要がある。

### ② 子どもの権利擁護に係る取組みの対象範囲の拡大とアクセスの向上

【各年度末時点の子どもの権利サポート事業 実施状況】

施設種別	施設数	面 談		アドボケイト		
		回 数	児童数	訪問回数	訪問人数(延)	
R4	児童養護施設 (地域小規模含む)	9	238	123	198	376
	児童心理治療施設	1	27	18	40	80
	一時保護所	1	8	8	4	8
	里親 (市内) ※世帯数	75	1	1	1	1
	合 計		274	150	243	465
R5	児童養護施設 (地域小規模含む)	9	670	543	238	493
	児童心理治療施設	1	61	37	49	83
	一時保護所	1	60	51	46	92
	里親 (市内) ※世帯数	72	10	10	12	12
	障がい児入所施設	1	45	46	14	33
	合 計		846	687	359	713
R6	児童養護施設 (地域小規模含む)	9	298	420	191	379
	児童心理治療施設	1	32	32	38	72
	一時保護所	1	79	79	38	76
	里親 (市内) ※世帯数	76	0	0	0	0
	障がい児入所施設	1	94	101	19	56
	自立援助ホーム	3	0	0	0	0
	その他	1	6	6	6	12
	合 計		509	638	292	595

※R6 年度は12月末時点

これまでの権利に関する児童面接や権利ノートの配布等による権利擁護に係る取組みは学齢児を中心に実施されており、未就学児への展開も検討する必要がある。さらに、

「子どもの権利サポート事業の実施」については、里親家庭等や乳児院等への導入が進んでいない状況である。特に、里親家庭等については、本市の里親等委託率からしても、被措置児童の半数を占めていることから、取り組むべき喫緊の課題であり、意見表明等支援に子ども自らが容易にアクセスできるような仕組みの検討が求められる。

### ③ 子どもアドボケイトの養成

令和6年12月現在で、「子どもの権利サポート事業」の受託者「子どもアドボカシーセンター福岡」に登録しているアドボケイトは50名となっているが、対象範囲を拡大する場合は、多様な子どもへ対応するため、子どもアドボケイトのバリエーションを増やすとともに、登録者の質も担保する必要がある。

資源の整備・取組方針等
-------------

- ① 社会的養育に関する施策等を検討する際の当事者参画に引き続き取り組む。
- ② 子どもの最善の利益を十分に考慮した方針決定を行うため、子どもの発達年齢や特性、状況に合わせた丁寧な意見聴取等措置を徹底する。
- ③ 「子どもの権利サポート事業」の対象範囲を拡大するとともに、活動する子どもアドボケイトの十分な確保と、質の向上に取り組む。
- ④ 「子どもの権利サポート事業」における利用者アンケートの実施や権利に関する児童面接の際に直接子どもから聴取する等、子ども自身の子どもの権利や権利擁護に係る取組みについての認知度や理解度を把握し、取組みに対するアクセス方法等の充実を図る。
- ⑤ ライフストーリーワークをはじめとする子どもの権利擁護に係る取組みを引き続き推進する。
- ⑥ 引き続き、市こども・子育て審議会処遇困難事例等専門部会や、権利擁護等専門部会、同部会内のこどもの意見表明に係る小委員会を活用しながら、子どもの権利擁護に係る取組みを推進する。

本市の現状と評価のための指標

評価のための指標	整備・取組み状況(R6.12末)	見込み	R7	R8	R9	R10	R11
社会的養護に関わる関係職員及び子ども自身に対する子どもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者等数	関係職員への研修実施回数:10回 受講者数:296人	必要量	児童相談所、一時保護施設、里親、ファミリーホーム、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム等に従事する職員				
	被措置児童への啓発等回数:1回	必要量(回)	1	1	1	1	1
意見表明等支援事業の実施状況 (利用可能な子どもの人数及び割合並びにそのうち事業を利用した子どもの割合)	利用可能な子ども数 881人 *措置・一時保護児童のうち96%	必要量(%)	-	-	-	-	100
	事業を利用した子ども数 139人(延べ638人)	必要量	被措置児童等が必要なタイミングで利用できるよう機会を提供				
	事業を利用した子どもの割合 16%	必要量	被措置児童等が必要なタイミングで利用できるよう機会を提供				
被措置児童等を対象とした子どもの権利擁護に関する取組に係る子どもの認知度・利用率・満足度	調査未実施	認知度	96%(0~2歳を除いた被措置児童)				
		満足度(%)	-	-	-	-	80
		要整備	被措置児童等への認知度、満足度を評価する仕組みを整備し、実施				
被措置児童等を対象とした子どもの権利に関する理解度	理解度の調査未実施 (年1回、権利に関する児童面接を実施)	理解度	96%(0~2歳を除いた被措置児童)				
		要整備	被措置児童等への認知度、満足度を評価する仕組みを整備し、実施				
被措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができる子どもの割合及び意見表明に係る満足度	調査未実施	要整備	意見表明を行った被措置児童への満足度調査の仕組みを整備				
子どもの権利擁護に関する専門部会又はその他の権利擁護機関の設置状況、子どもからの申し立て件数	権利擁護機関の設置 こどもの意見表明に係る小委員会を設置し、モデル実施	必要量(設置数)	1	1	1	1	1
		要整備	こども・子育て審議会権利擁護等専門部会内にこどもの意見表明に係る小委員会について本格実施				
	子どもからの申し立て件数 1件(令和5年度)	必要量	被措置児童等が必要なタイミングで利用できるよう機会を提供				
検討委員会への当事者の参画の有無や被措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施の有無	当事者の参画 本計画策定にあたって検討委員のメンバーとして参画  被措置児童等に対するヒアリング、アンケートの実施 本計画策定にあたってヒアリング、アンケート実施	令和7年度以降、本計画の実績等を評価する際に、被措置児童等当事者へのヒアリング、アンケートの実施等の評価を実施する					

## (2)区の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組

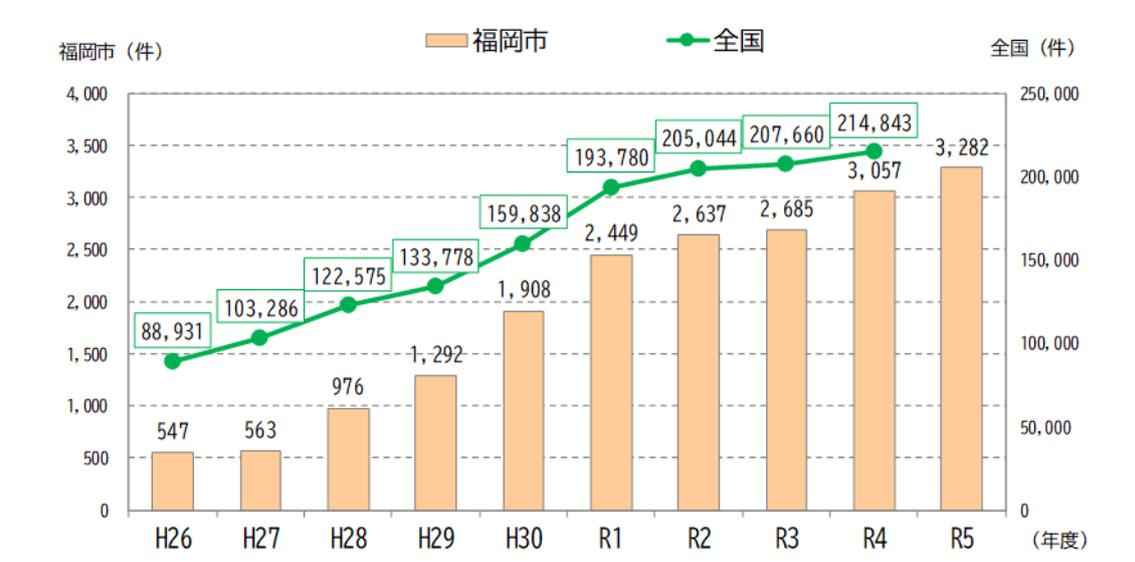
### 現行計画の達成見込み・要因分析等

#### ① 区こども家庭センターの設置

令和3年4月より、各区役所子育て支援課を「子ども家庭総合支援拠点」と位置付けるとともに、市民や警察、保育所、学校などの関係機関からの相談通告を一元的に受け付ける体制を整備した。また、児童相談所内には、受け付けた相談の内容に応じて適切な所管課等へ振り分ける部署を設置し、継続して在宅支援が必要と思われるケースを区に繋ぐ振分け(送致)の仕組みを構築した。加えて、職員の増員や児童相談所と区子ども家庭総合支援拠点の職員の相互の人事異動、在宅支援メニューの充実等により在宅支援体制の強化を図ってきたところである。

令和6年4月には、各区に、「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」を統合した「こども家庭センター」を設置し、同センター内に「こども連携係」を新設。子ども家庭福祉分野と母子保健分野の連携を強化して一体的支援を行うことに加え、関係機関や地域資源とのつながりを広めるなど、包括的な相談支援に取り組んでいる。

【児童相談所の児童虐待相談対応件数の推移】

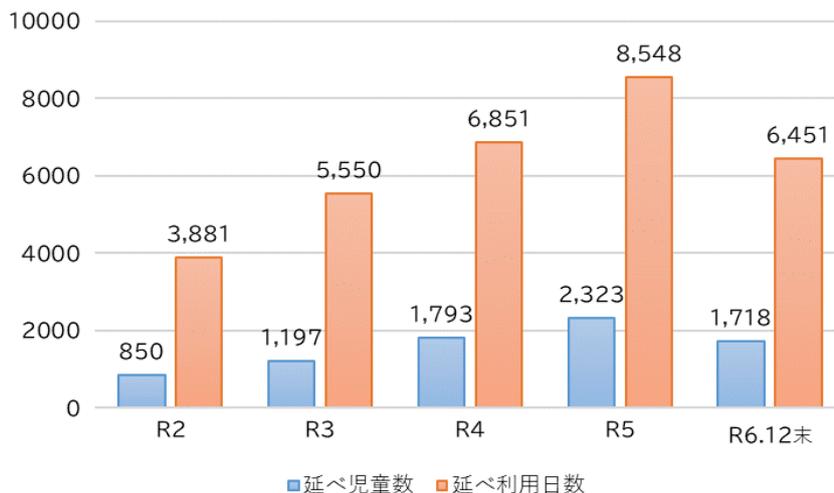


#### ② 区の支援メニューの充実

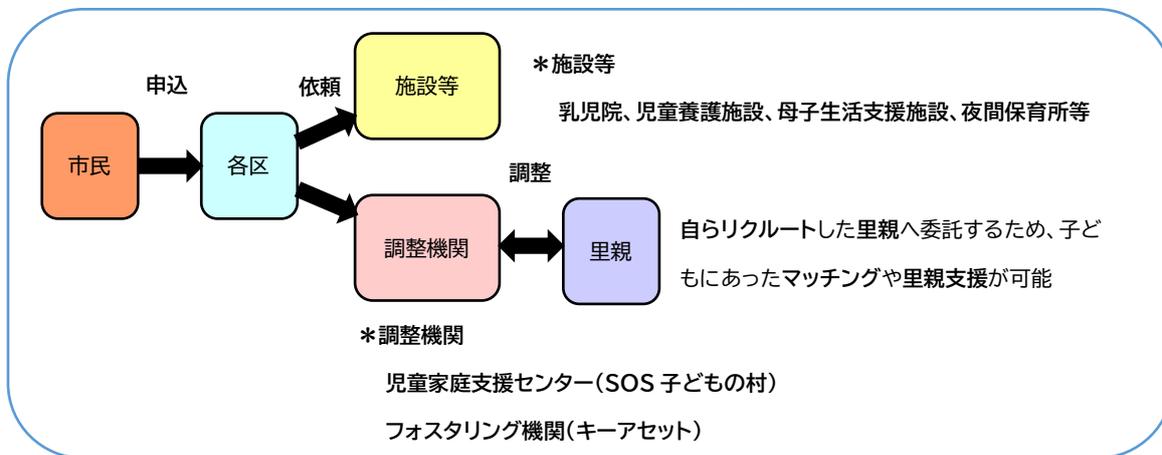
子どもが家庭から分離されることなく、在宅で安全で安心な生活を続け、ウェルビーイングな状態を実現するために、子どもだけでなく、その家族も支援するという視点のもと、多様な在宅支援メニューの拡充に取り組んできた。特にショートステイについては、施設整備等で居室空間を確保するだけでなく、平成26年度から西区においてモデル的にスター

トした里親ショートステイを令和4年度に全市展開したほか、令和5年度には親子同時の受入可能なショートステイを開始するにあたり母子生活支援施設での受入も可能とするなど、受け皿の確保に努めているところである。また、このショートステイで活躍する里親数の増加が、本市の里親登録数を伸ばしている一因となっている。

【各年度末時点の子どもショートステイ利用実績の推移】



【里親ショートステイの流れ】



【主な在宅支援施策】

事業		実施体制
子育て短期支援事業(子どもショートステイ)		福岡乳児院・みずほ乳児院・和白青松園・福岡育児院 福岡子供の家・里親・どろんこの陽だまり 百道寮
養育支援訪問事業		相談員 約90名
一時預かり事業		13か所
子育て世帯訪問支援事業	育児家事ヘルパー	13事業所
	こどもサポーター	9事業所
児童育成支援拠点事業		2か所(中央区・早良区)
親子関係づくりサポート事業 (親子関係形成支援事業)	訪問型	和白青松園・福岡子供の家
	通所型	みずほ乳児院
	宿泊型	みずほ乳児院

令和6年12月末時点

③ **母子生活支援施設の活用**

母子生活支援施設は、母子が分離されることなく支援を受けられる重要な施設である。従来の母子生活支援施設の機能に加え、令和2年度には産前・産後母子支援センター「こももティエ」を新設し、メールやLINE等を活用した妊娠相談、産前から最大6か月入居可能な母子宿泊支援、自立支援に取り組んでいる。また、令和5年度からは母子生活支援施設の機能を最大限に活用し、親子ショートステイを開始した。

詳細は、「4章 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組」に記載する。

④ **NPOとの協働**

本市では、元々、子どもに関連するNPOの活動が活発であったが、社会的養育に係る分野においても、児童家庭支援センターや里親養育包括支援(フォスタリング)事業、権利擁護に係る分野等、さまざまな専門性を持ったNPOと協働し、ネットワークで支援することで、それぞれの強みを最大限に発揮しているところである。

⑤ **児童心理治療施設の活用**

本市では、被虐待体験や発達障がいの二次障がいが原因で、不登校、ひきこもり、多動などの行動上の課題を持った子どもに対して、入所や通所により心理治療や生活指導、教育指導等を行うことで、社会性の回復と家庭復帰することを目的とした児童心理治療施設を令和2年4月に設置した。特に、通所機能については、在宅の子どもへの支援としてはもちろん、既に里親や児童養護施設等で代替養育を受けている子ども、そして保護者や里親、施設等の養育者に対する支援も併せて展開している。

また、子どもに合わせた支援の検討のため、一時保護委託を積極的に受け入れ、アセス

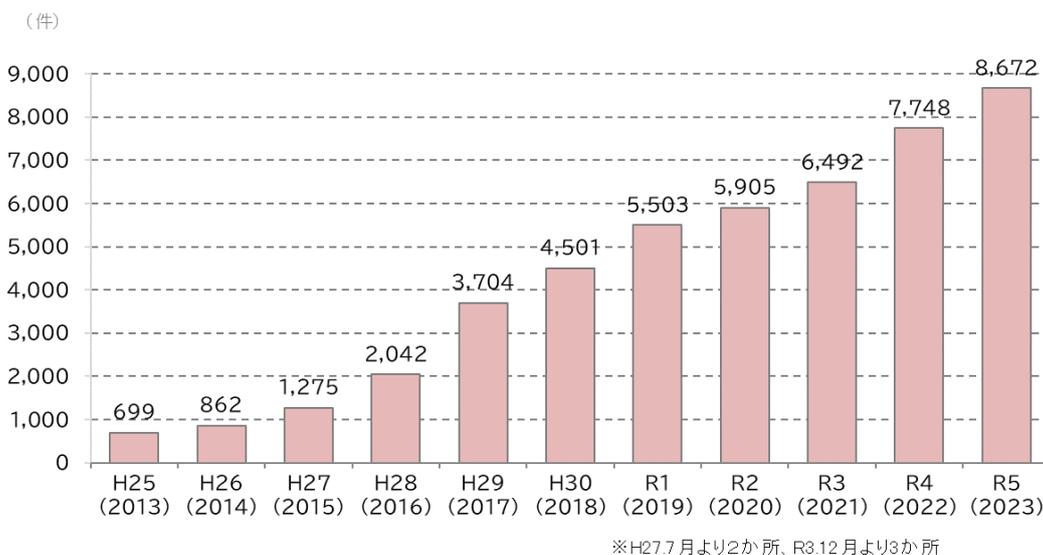
メント機関として施設の機能を最大限に活用し、家族や里親、児童養護施設を側面的に支援する社会資源としての役割を果たしている。

#### ⑥ 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

児童家庭支援センターは、区のこども家庭センターと児童相談所の相談機能の補完を目的としており、令和6年11月に新たに西区に開設し、現在、市内4か所に設置している。ここでは、休日、夜間の相談を主として、里親支援やアウトリーチ機能などの地域における子ども家庭支援ソーシャルワークを展開している。

また、令和6年6月からは一部の児童家庭支援センターにおいて、地域子育て相談窓口の派遣型を実施しており、子育てサロンや子ども食堂といった子育て家庭が気軽に立ち寄れる場所に相談員を派遣(アウトリーチ)して相談支援を行う事業を開始した。派遣先で受けた相談について、継続支援を希望したり、相談員が必要と判断した場合は、児童家庭支援センターや区こども家庭センター、児童相談所等の専門機関に繋ぐ役割を果たしている。

【各年度末時点の福岡市児童家庭支援センターにおける相談件数の推移】



## 資源等に関する地域の現状

本市では、先述のとおり住民に近い地域、区での支援体制の強化について取組みを進めてきたところであるが、以下の点が課題としてあげられる。

### ① 区子ども家庭センター業務を担う人材の育成及び確保

家庭養育優先の原則に基づき、本市では令和元年度から在宅支援に力を入れてきたところである。この強化のためには、区子ども家庭センター職員の質、量両側面からの充実が求められる。特に、ソーシャルワーク機能の展開にあたっては、区における支援が単にサービスの紹介とならないよう、相談者の置かれている環境や背景、周囲との関係性などを総合的に判断して、必要なサービスを駆使して支援していくことが必要であり、職員の人材育成及び確保は重要な課題である。

### ② 在宅支援サービスの活用と官民との連携

17ページのとおり、在宅支援サービスを実施しているものの、対象者にうまく繋がっていないケースや繋ぎたくてもサービスの受け皿が不足しているケースも見受けられる。整備したサービスをどのように必要とされる対象者に繋いでいくか、インフォーマルな(各家庭の強みを生かした)支援にも焦点を充てて、官民の連携強化を図って取り組まなければならない。

### ③ 児童家庭支援センターの適正な整備と役割の整理及び在宅支援ネットワークの構築

児童家庭支援センターは市内に4か所設置しているが、相談件数等は毎年伸びており、区の規模や実情に応じた整備を検討する必要がある、その整備にあたっては、市民にとってのアクセスや、センターを担える団体の存在、相談員の質の担保等が課題となる。

また、里親・ファミリーホームへの支援はもとより、地域子育て相談窓口や地域子育て支援拠点(子どもプラザ)も含めた地域でのネットワークによる支援の充実に向けて取組みを推進していく必要がある。

なお、近年児童相談所からの指導委託は実績としてないものの、児童相談所と連携して支援している家庭はある。

### 資源の整備・取組方針等

- ① 区の子ども家庭センター業務を担う人材について、組織として育成方針を示すとともに、その方針に基づき、体系的な研修の実施やOJTの充実を図るなど、職員の専門性の向上に取り組む。
- ② 在宅支援サービスは充実してきているが、その利用状況や利用者のニーズに応じた実施手法等を検討し、確実に届けられる仕組みの構築に取り組む。
- ③ 児童福祉法第21条の18に規定された家庭支援事業(子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業)については、利用者の多様なニーズに対応する受け皿の確保に努め、市子ども総合計画に基づき、適切に実施する。
- ④ 児童家庭支援センターの整備にあたっては、市民にとっての必要性や支援ニーズ、専門性を有した担い手の有無など十分に把握、検討した上で、丁寧に進めていく。
- ⑤ 児童家庭支援センター、児童相談所、区子ども家庭センターや地域子育て相談窓口等、多機関による連携を充実させ、必要に応じて児童相談所からの指導委託を活用するなど、相談者に対するネットワーク支援の充実を図る。

本市の現状と評価のための指標

評価のための指標	整備・取組み状況(R6)	見込み	R7	R8	R9	R10	R11
こども家庭センター設置数	7か所(各行政区に設置)	必要量 (箇所)	7	7	7	7	7
児童福祉に携わる行政職員に対する研修の実施回数、受講者数	法定研修 *要保護児童対策地域協議会調整担当者研修として実施 回数:2回 受講者数:延べ602人	必要量 (回)	2	2	2	2	2
		必要量 (人)	600	600	600	600	600
	任意研修 回数:2回 受講者数:延べ60人	必要量 (回)	2	2	2	2	2
		必要量 (人)	80	80	80	80	80
	外部派遣研修 参加者:15人	必要量 (人)	15	15	15	15	15
市子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策の見込み	子育て短期支援事業 延べ利用者数	必要量 (人日)	11,100	11,800	12,500	13,100	13,500
	養育支援訪問事業 支援員数	必要量 (人)	95	100	105	110	115
	一時預かり事業 延べ利用者数	必要量 (人日)	29,400	29,400	29,400	29,400	29,400
	子育て世帯訪問支援事業 延べ利用者数	必要量 (人日)	1,040	1,140	1,250	1,350	1,460
	児童育成支援拠点事業 利用者数	必要量 (人)	60	75	75	100	100
	親子関係形成支援事業 利用者数	必要量 (人)	60	60	60	60	60
子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数	里親・ファミリーホーム 141世帯 *児童家庭支援センターでの実施なし	必要量 (世帯)	180	200	220	240	260
児童家庭支援センター設置数	4か所	必要量 (箇所)	4	5	5	6	6
児童相談所からの在宅指導措置委託件数と割合	実績なし	必要量	必要に応じて、適宜、在宅指導措置を委託できるよう日頃からの連携を図っていく				

### (3)支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

#### 現行計画の達成見込み・要因分析等

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う体制として、各区健康課、地域保健福祉課、子育て支援課の3課で「子育て世代包括支援センター」を構成し、随時連携を図りながら支援してきた。

令和6年4月からは各区の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」を統合した「こども家庭センター」を設置し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談支援を行っている。

#### 資源等に関する地域の現状

##### ① 妊産婦等相談・生活援助事業の整備について

令和2年に母子生活支援施設を多機能化、高機能化し、産前・産後母子支援センター「こどもティエ」を新設した。ここでは、妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦や出産後の母と子どもへの支援体制を整備、強化し、妊娠相談、母子宿泊支援、自立支援を実施している。SNS を活用した広報や24時間対応のメール相談、産前から最大6か月入居して支援を受けられる居室を4室整備している。

また、令和5年度からは、産前・産後母子支援センターからのアウトリーチとして、妊婦健診未受診の妊婦やその他継続的な状況把握が必要な妊婦を対象とした妊婦訪問支援事業を実施している。この事業では、区こども家庭センターとの連携が要となるが、十分な実績に繋がっておらず、現場のニーズに対応した事業実施の検討が必要である。

#### 【産前・産後母子支援センター事業概要】

##### ① 妊娠相談

- 24時間365日の相談受付（無料）
- 妊娠・生活の悩みに助産師等が寄り添う
- LINE相談、メール相談、電話相談

##### ② 訪問支援・居住支援

- 訪問相談、未受診の妊婦の産科受診同行
- 妊娠確認のための初回受診料を助成
- 母子専用室4室で最大6か月の入所支援
- 出産に向け、日常生活や健康づくりをサポート
- 助産師による産後ケア
- 保育士等による実技指導・養育支援
- 心理士等によるカウンセリング

##### ③ 自立支援

- 社会福祉士等による様々なサービスの利用支援
- 乳幼児健診等への同行支援
- 就労支援、教育訓練の支援
- 生活困窮相談にも対応
- 家計管理の習得を支援
- 地域での親子の暮らしを支援

【各年度末時点のこももティエへの相談件数】

経路	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
来所	0	0	3	0	0
電話	61	94	138	90	86
メール	18	31	54	62	39
SNS	42	305	359	276	228
合計	0	86	39	228	353

※R6年度は12月末時点

【各年度末時点の居住支援の利用世帯数及び延べ利用日数】

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
世帯数	3	6	5	4	5
延べ日数	436	232	546	579	392

※R6年度は12月末時点

## ② 助産施設・助産制度の体制整備と周知について

本市における助産事業は、市内2か所、市外1か所の医療機関で実施しており、現在のところ、利用相談があった利用者については対応できており、充足している状況である。相談件数の推移を見ながら、今後の事業実施について検討していく必要がある。

【各年度末時点の助産施設の利用状況】

施設名	定員	措置数				
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
済生会福岡総合病院	3	14	/	/	/	/
福岡赤十字病院	3	29	33	38	25	22
千鳥橋病院	1	18	29	18	22	18
市外施設(徳洲会病院)	4	8	12	10	12	9
合計	11	69	74	66	59	49

※R6年度は12月末時点

## ③ 適切な支援への連携強化

こども家庭センターの設置にあたって、こども家庭福祉分野と母子保健分野の連携を強化するために、こども連携係が新設されたところであるが、両機能の連携による妊産婦等への支援、子どもとその家庭と協働したサポートプランを活用して支援を継続して行うことが必要である。

#### ④ 他施策による支援体制の充実について

現在、母子生活支援施設等で実施している親子ショートステイ\*2や、乳児院等で実施している親子関係形成支援事業(親子関係づくりサポート事業\*3)の利用ニーズの中には、産科医療機関退院直後の利用もある。これには利用者側のニーズに加えて、支援者側による保護者の養育力の把握(アセスメント)の意味も含まれており、事業の利用だけでなく、こども家庭センターの機能である関係機関や地域資源との連携による包括的な支援として展開していくことが求められる。

##### \*2 親子ショートステイ

育児疲れ等のある保護者の休息とあわせて、養育力の向上や親子関係構築を促すことにより、子育ての困難化や児童虐待を予防し、子どもの健やかな成長を図る事業。

【実施施設】 R6.12 月末時点

6施設(乳児院2、児童養護施設3、母子生活支援施設1)

##### \*3 親子関係づくりサポート事業

養育困難や虐待を早期に予防する親子の愛着形成や親子関係づくりを促進するため、訪問型、宿泊型、通所型にて実施。

(実施施設) R6.12 月末時点

- ・訪問型:児童養護施設2
- ・宿泊型:乳児院1
- ・通所型:乳児院1

### 資源の整備・取組方針等

- ① 妊産婦等相談・生活支援事業の実施にあたっては、妊産婦に対する周知やアクセスの向上に向けて、現状を十分に把握した上で、改善を図る。
- ② 助産事業の実施にあたっては、助産を必要とする際に確実に支援を受けられるように、引き続き助産施設と十分に連携して対応する。
- ③ 適切な支援のために、こども家庭センター内の連携強化を図るとともに、関係機関と協働し、利用者視点での支援を展開する。

### 本市の現状と評価のための指標

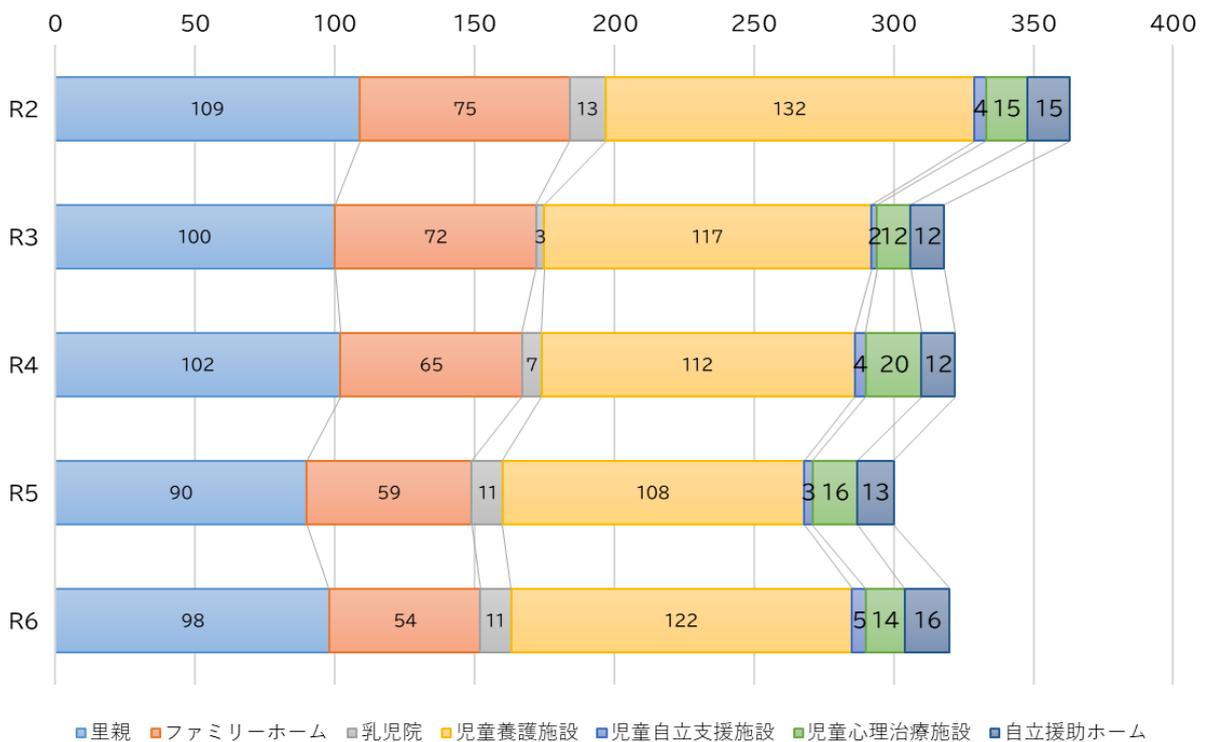
評価のための指標	整備・取組み状況(R6)	見込み	R7	R8	R9	R10	R11
妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	1か所	必要量 (箇所)	1	ニーズに応じて整備数を検討			
助産施設(市内)の設置数	2か所	必要量 (箇所)	2	2	2	2	2
特定妊婦等への支援に関する職員等に対する研修の実施回数、受講者数	研修実施 回数:2回 受講者数:延べ200人	必要量 (回)	2	2	2	2	2
		必要量 (人)	200	200	200	200	200

#### (4)各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

##### ① 本市の状況

下記のグラフのとおり、措置児童数は令和2年度から令和3年度にかけて大幅に減少(362名→318名)した後、令和5年度には300名となった。措置先別に見ると、令和2年度から令和6年度にかけて、里親で11名、ファミリーホームで21名、児童養護施設で10名と減少が認められる。

【措置先別被措置児童数の推移(4月1日時点)】



##### ② 代替養育を必要とする子ども数の見込みの計算方法

国の策定要領に記載のとおり、下記の計算方法にて、代替養育を必要とする子ども数の見込みを算出する。

$$\text{代替養育を必要とする子ども数の見込み} = \text{子どもの人口(推計・各歳ごと)} \times \text{代替養育が必要となる割合(潜在的需要を含む)}$$

なお、ここでの子どもの代替養育先は、里親、ファミリーホーム、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム、障がい児入所施設(措置入所に限る)とする。

### ③ 代替養育が必要となる割合

国の策定要領にしたがって、「現に里親等委託又は入所措置されている子ども数/市内の子どもの人口(福祉行政報告例、社会福祉施設等調査)」を以下のとおり算出した。

3歳未満	3～6歳	7～12歳	13～15歳	16歳以上	全年齢
0.15%	0.24%	0.61%	0.62%	0.73%	0.12%

### ④ 潜在的需要数

国の策定要領に記載されている潜在的需要の算出に有用と考えられるデータは以下のとおり。

a.「新規に里親等委託又は入所措置された子ども数」の過去5年間の状況及び伸び率

	R2	R3	R4	R5	R6(R7.2末)
人数	83	72	78	54	69
伸び率		-13.3%	8.3%	-30.8%	27.8%

b.「児童相談所における養護相談対応件数」の過去5年間の状況及び伸び率

	R2	R3	R4	R5	R6(R7.2末)
件数	3,140	3,231	3,598	3,669	未集計
伸び率		2.9%	11.4%	2.0%	

c.一時保護子ども数(一時保護施設・委託一時保護)の過去5年間の状況及び伸び率

	R2	R3	R4	R5	R6(R7.2末)
人数	577	588	635	608	666
伸び率		1.9%	8.0%	-4.3%	9.5%

d.区の要保護児童対策地域協議会で管理しているケース数の過去5年間の状況及び伸び率

	R2	R3	R4	R5	R6(R7.2末)
件数	1,013	989	1,341	1,319	未集計
伸び率		-2.4%	35.6%	-1.6%	

e.親子関係再構築に向けた取組の推進等による家庭復帰や親族養育等への移行、養子縁組の

成立によって代替養育から解除されるケース数の過去5年間の状況及び伸び率

	R2	R3	R4	R5	R6(R7.2 末)
件数	49	59	35	28	23
伸び率		20.4%	-40.7%	-20.0%	-17.9%

### ⑤ 代替養育を必要とする子どもの数の見込み

	R6.12	R7	R8	R9	R10	R11
代替養育必要児童数	337	343	346	343	340	337
里親・ファミリーホーム＋乳児院＋児童養護施設	282	285	286	284	282	280
里親・ファミリーホーム	153	155	154	153	152	150
里親委託率	54.3%	56.0%	57.0%	58.0%	59.0%	60.0%
0-2歳	14	15	15	15	15	15
里親委託率	73.7%	78.9%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%
3-6歳	26	26	25	23	23	23
里親委託率	83.9%	83.9%	83.3%	82.1%	82.1%	82.1%
7歳以上	113	114	114	115	114	112
里親委託率	48.7%	48.5%	48.3%	48.7%	48.7%	48.3%
乳児院	10	9	10	10	10	10
0-2歳	5	4	5	5	5	5
3-6歳	5	5	5	5	5	5
児童養護施設	119	121	122	121	120	120
3-6歳	0	0	0	0	0	0
7歳以上	119	121	122	121	120	120
乳児院＋児童養護施設	129	130	132	131	130	130
その他施設	55	58	60	59	58	57
児童心理治療施設	14	19	20	20	19	18
自立援助ホーム	16	14	15	15	15	15
児童自立支援施設	5	5	5	4	4	4
障がい児入所施設	20	20	20	20	20	20
施設定員	231	229	233	233	231	207
乳児院	40	40	40	40	40	24
代替養育必要児童数との差	30	31	30	30	30	14
児童養護施設	144	142	146	146	144	136
代替養育必要児童数との差	25	21	24	25	24	16
その他施設	47	47	47	47	47	47
児童心理治療施設	20	20	20	20	20	20
自立援助ホーム	24	24	24	24	24	24
児童自立支援施設	3	3	3	3	3	3

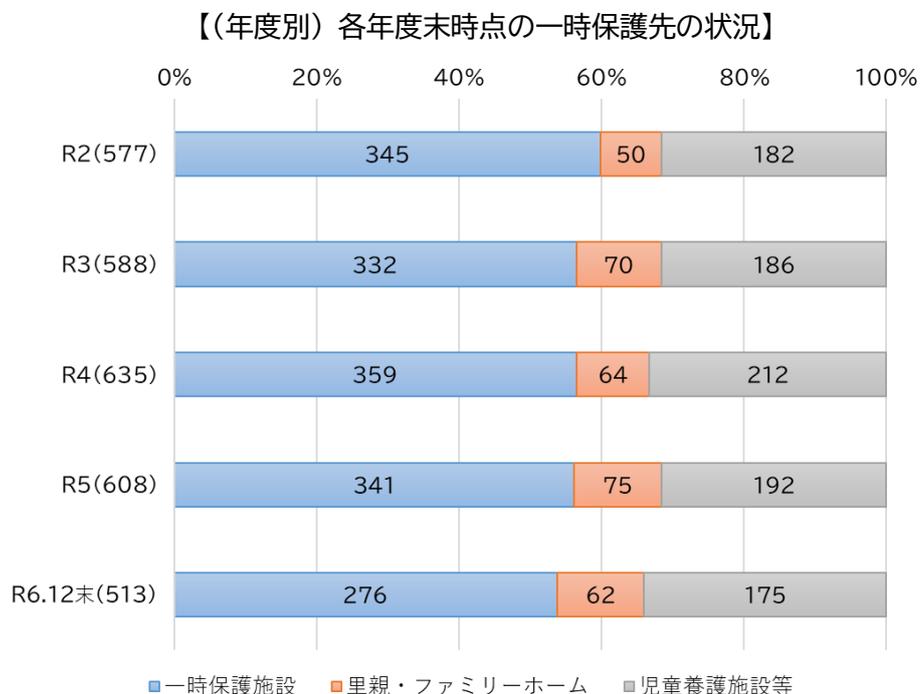
上記②に基づき、算出した代替養育を必要とする子どもの数の見込みは以上のとおりであるが、支援を要する子ども及び家庭のその時の状況に応じた対応が求められるため、家庭養育優先原則のもと、子どものケアニーズに応じた措置先を引き続き検討し、支援していく。

## (5)一時保護改革に向けた取組

### 現行計画の達成見込み・要因分析等

本市では、令和元年度より前は、一時保護施設(児童相談所併設。以下同じ。)は定員40名と大規模で、一時保護に至った理由も背景も異なる幼児から高校生年代までの幅広い年齢の子どもが集団で保護され、平成25年度から28年度の平均保護日数は30日を超える状況であった。また、一時保護施設における学習支援の状況も、児童指導員に教員を配置するなどの取組みを行っているものの、幅広い年齢かつ、学力もそれぞれ異なる子どもに合わせた学習支援は困難であるという課題を抱えていた。

そこで、開放的環境における一時保護の実現と学習保障としての通学支援を強化する目的として、令和元年度から一時保護改革に取り組み、一時保護の地域分散化を進めてきた。これには、平成27年度から強化してきた施設入所児童の家庭復帰支援、家庭移行支援により、施設内に生じたスペースと人員を活用した多機能化、高機能化施策と並行して、施設に一時保護専用施設を設置し、積極的に進めている。下のグラフのとおり、一時保護先については、一時保護施設(児童相談所内の一時保護所)が過半数を占めているものの、一時保護委託も積極的に活用されていることがわかる。



\*一時保護委託は、1度一時保護施設で保護された後、一時保護委託先へ生活の場が変更になった子ども数も含む

### ① 児童相談所における一時保護機能の見直し

令和元年度に、一時保護施設における一時保護は、その対象を原則、学齢児以上とし、その目的を緊急保護として、定員を10名に減らした上で、個室整備を含め、子どもの生活環境の改善に取り組んだ。

一方で、警察からの身柄を伴う児童通告等の増加や、一時保護委託先、措置先である里親家庭や施設での不適応等により、一時保護施設で保護せざるを得ない子どもも多く、定員を超過することが起こるため、新たに居室を整備し、令和6年4月から定員を20名としている。

それでも、子どもの権利擁護の観点から、閉鎖的環境での一時保護は子どもの安全確保のために要する必要最小限とする取組みを継続しており、一時保護施設における1人あたりの保護日数は、過去5年間で平均約17日となっている。

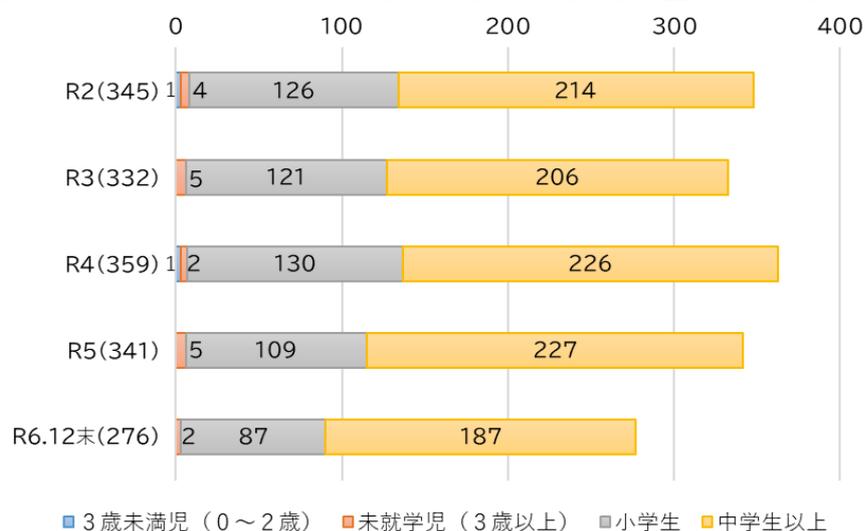
また、原則学齢児以上が保護される一時保護施設において毎年300名を超える子どもが保護されているが、中学生以上の年齢層が過半数を占めているところである。さらに、主訴別で見ると、保護者の死亡や家出、失踪、入院、離婚等の理由により子どもを家庭で養育できないといった養護相談を主訴とする一時保護が令和2年度から令和4年度までは最も多かったが、令和5年度、令和6年度と虐待を主訴とする一時保護が最も多くなっている。

【各年度末時点の一時保護施設の状況】

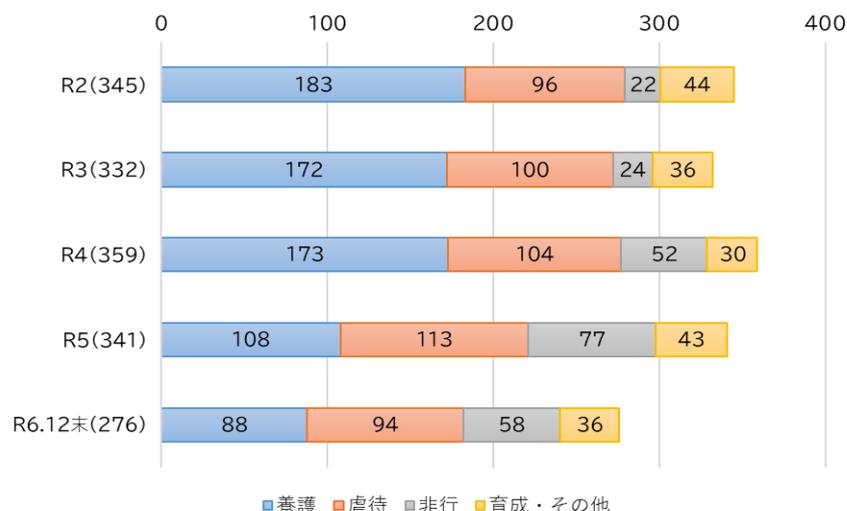
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
一時保護施設定員(名)	10	10	10	10	20
実人員(名)	345	332	359	341	276
1人あたりの平均保護日数(日)	15.7	16.5	16.0	16.9	19.6

※R6年度は12月末時点

【(年齢別) 各年度末時点の一時保護施設・一時保護児童数の推移】



【(主訴別) 各年度末時点の一時保護施設・一時保護児童数の推移】



## ② 地域分散化一時保護の運用

一時保護も代替養育であり、この実施にあたって当然、家庭養育優先原則のもと支援を実施しなければならない。一時保護施設における一時保護の目的は緊急保護に限ったことで、アセスメントのための一時保護(アセスメント保護)については、原則、里親、ファミリーホーム、乳児院、児童養護施設等への一時保護委託を積極的に実施してきた。

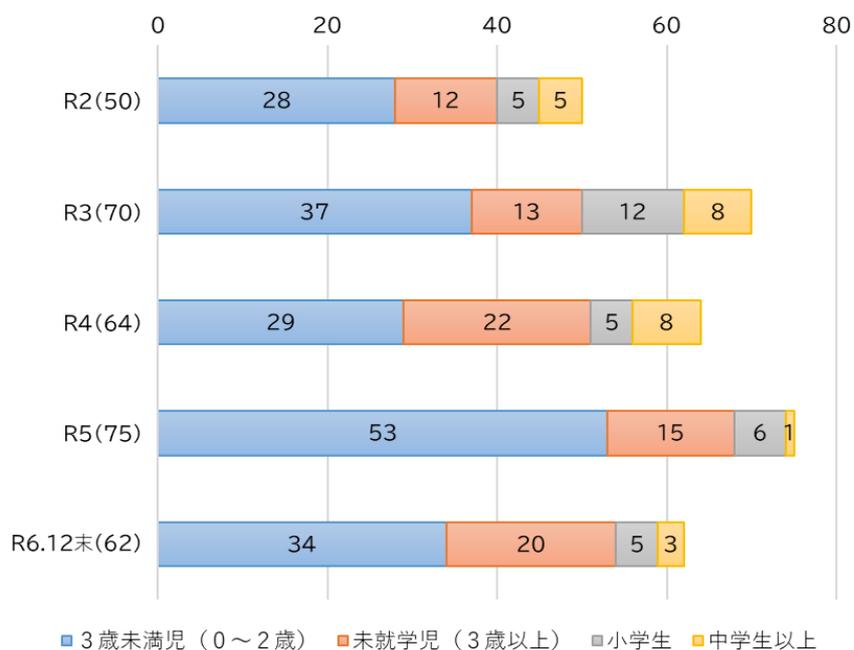
里親やファミリーホームといった家庭養育における一時保護は過去5年で未就学児が7割以上を占めている。一方で、乳児院や児童養護施設等の施設養育における一時保護は、未就学児と学齢児の割合はほぼ同じである。一時保護の必要性は突発的に発生することも多く、一時保護委託とする場合には、迅速な調整対応が求められる。本市では、乳児院や児童養護施設に一時保護専用ユニットを確保して、緊急時にも対応できる体制を整備していることに加え、児童相談所とフォスタリング機関、児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設等が連携し、迅速かつ丁寧に調整を進めている。

また、子どもにとって一時保護による環境の変化が、過大な負荷となる中で、学習権を保障し、環境の変化を最小限に留める取組みとして、可能な限り、一時保護委託先から原籍校への通学支援(送迎)を実施している。

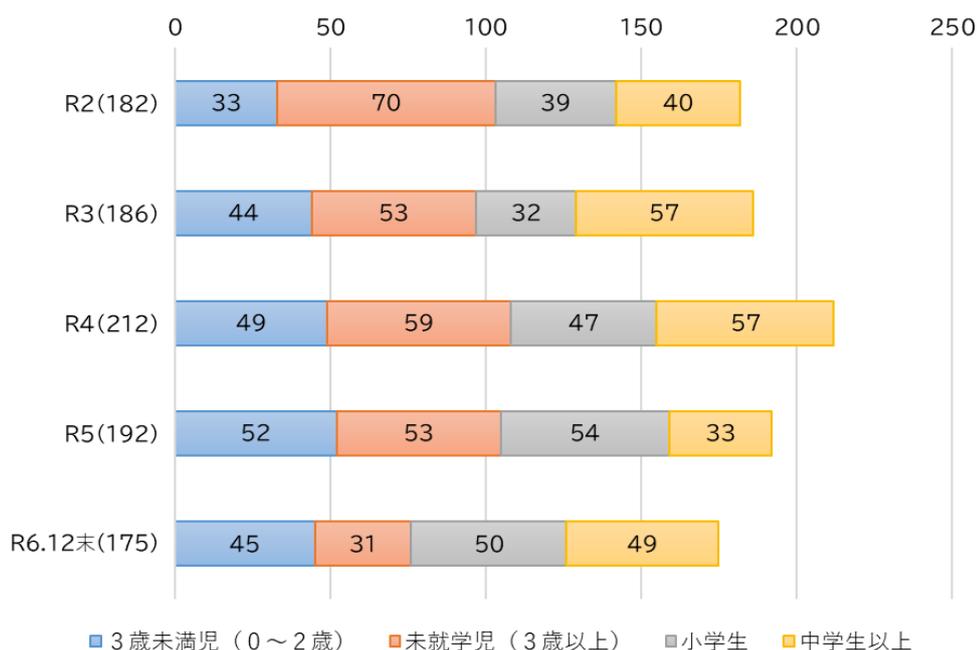
【各年度末時点の一時保護専用施設の設置状況】

年度	施設名 * ( )内は定員枠数	定員合計
H31	和白青松園(6)、福岡子供の家(6)、福岡乳児院(6)	18
R2	和白青松園(12)、福岡子供の家(12)、福岡乳児院(6)、市立児童心理治療施設(5)	35
R4	和白青松園(12)、福岡子供の家(12)、福岡乳児院(6)、市立児童心理治療施設(5)、SOS子どもの村JAPAN(12)	47
R5	和白青松園(12)、福岡子供の家(12)、福岡乳児院(6)、市立児童心理治療施設(5)、SOS子どもの村JAPAN(12)、みずほ乳児院(6)	53
R6	和白青松園(12)、福岡子供の家(12)、福岡乳児院(6)、市立児童心理治療施設(5)、SOS子どもの村JAPAN(12)、みずほ乳児院(6)、福岡育児院(12)	65

【(里親・ファミリーホーム) 各年度末時点の一時保護委託児童数推移】



【(一時保護専用施設) 各年度末時点の一時保護委託児童数推移】



### ③ アセスメントと情報共有の徹底

一時保護施設においては、子どもが一時保護となった理由や背景、目的等を児童福祉司、児童心理司、児童指導員が共有し、アセスメントを含め、方針を協議する「保護児協議」をごく短期間で一時保護が解除される予定の子どもを除いて実施している。一時保護委託先との協議については、一時保護委託が決定した際に情報共有も踏まえた協議を行うほか、一時保護委託先から毎週報告をもらう中で、必要に応じて協議を行っている。

子どもの行動観察等により援助方針を定めることを目的とするアセスメント保護では、これに必要な役割分担や情報共有は当然取り組まなければならない。乳児院や児童養護施設、児童心理治療施設等の施設が持つ多職種によるチームアプローチを活かしたアセスメントは一定の効果を得られているものの、里親等に一時保護委託された子どものアセスメントに関しては、児童相談所や里親支援センター等の関係機関が連携し十分に支援しながら進めていくことが求められる。

#### ④ 一時保護委託受け入れ側の質の向上

一時保護も代替養育であることから、例え短期間の一時保護であっても一時保護委託先を問わず、ケアの質の向上、平準化に取り組まなければならない。

現時点では、これは各施設に委ねられている状況であり、一時保護に限らず社会的養護全体のケアの質の向上は市全体で取り組むべき課題である。

### 資源等に関する地域の現状

一時保護施設における養護は、子どもに対して安定した生活環境を整えるとともに、生活支援、教育を行いつつ子どもを養育することにより、子どもの心身の健やかな成長を支援することを目的として、令和4年改正児童福祉法において一時保護施設の設備・運営基準を定めることが求められ、子どもの権利擁護等に関する事項と設備や職員体制の充実に関する事項を主な内容として、本市でも令和7年4月の条例施行を予定している。

#### ① 一時保護の環境及び体制整備

一時保護においても子どもの家庭養育優先原則に基づき、その期間については必要最小限でなければならない。さらに、子どもが生活する環境についても、可能な限り、子どもの様々な事情や状況、特性に応じた環境で養育することが重要である。そのためにも、一時保護で子どもをケアする養育者側の特性理解や対応力の向上等に努めなければならない。

一時保護施設においても、やむを得ない緊急保護の場合を除き、定員超過にならないための取り組みや、一時的に超過したとしても、子どもの安全、安心が確保される環境作りについて検討する必要がある。

#### ② 一時保護における子どもの権利保障

現在、一時保護施設、児童養護施設に併設された一時保護専用施設には子どもアドボケイトが定期的に訪問しているが、里親や一部の施設には訪問等ができておらず、一時保護中の子どもに対して権利擁護の機会を均等に提供することが求められる。

また、一時保護委託先からの通学については可能な限り実施しているが、距離等の物理的な問題等により通学できない子どもや、一時保護施設で生活する子どもに対しても、原籍校の協力のもと、学習機会の確保や、その質の担保に努めていく必要がある。

これら子どもの権利擁護を最大限図っていくためにも、当事者である子どもの声を聴くことが重要であり、子どもアドボケイトや意見箱等の活用に限らず、日常からケアにあたる里親や職員等が子どもの声を聴き、生活のルールを含めて検討を行う。

### ③ 一時保護委託体制の充実

一時保護委託では、アセスメント機能の充実が求められるが、施設の場合であれば、チーム養育で多角的なアセスメント(行動観察、行動診断)が望めるが、里親家庭での一時保護については児童相談所の全面的なバックアップ、連携が重要となる。そのためにも、一時保護委託開始時点での、一時保護委託先と児童相談所の子どもに関する十分な情報共有や一時保護委託中の支援の進捗確認等、連携を密に図っていくことが求められる。

また、一時保護委託先からの子どもの通学は、子どもの権利擁護の観点のみならず、里親や施設職員等と学校が一時保護中の子どもの一時保護委託先、学校それぞれでの様子を共有し、その後の支援、処遇に反映させることもできる貴重な機会である。しかし、実際には、施設からの送迎の場合、複数の子どもを複数の学校へ1人の職員だけで対応することも多く、時間の制約があり、この貴重な情報共有の機会を確保できていないところは課題である。

#### 資源の整備・取組方針等

- ① 一時保護施設の設備・運営基準を定める条例に則り、一時保護される子どもが一時保護中の生活に合わせるのではなく、一時保護される子どもの特性や背景に応じた生活の場が提供できるよう、引き続き量的、質的な環境整備を行う。
- ② 一時保護施設の設備・運営基準を定める条例に則り、一時保護施設においては、子どもの安全、安心が確保される仕組みの検討を行う。
- ③ 子どもの安全確保や子どもの状態等から開放的環境での一時保護が可能と判断されるものについては、引き続き速やかに一時保護委託に移行し、子どもの権利保障を図る。
- ④ 一時保護委託が単なる子どもの生活の場の変更ではなく、アセスメントを行う一手段として、一時保護の目的やアセスメントのポイント等について、児童相談所との情報共有や連携をさらに強化するとともに、一時保護に関わる養育者すべてのケアの質の向上を図るための研修を実施する。
- ⑤ 一時保護中の子どもの権利擁護のため、生活する場に関係なく、子どもアドボケイトの

利用等意見表明の機会が等しく提供できる仕組みを構築する。

- ⑥ 可能な限りの一時保護中の通学保障に引き続き取り組むとともに、送迎体制の充実や学校との連携について検討する。
- ⑦ 一時保護施設の質の向上や一時保護される子どもの権利擁護の観点から3年に1度の第三者評価を受審し、その評価のもと、改善に取り組む。

本市の現状と評価のための指標

評価のための指標	整備・取組み状況(R6)	見込み	R7	R8	R9	R10	R11
一時保護施設の定員数	20人	必要量 (人)	20	20	20	20	20
一時保護施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数	一時保護施設	必要量 (箇所)	1	1	1	1	1
	里親・ファミリーホーム 285世帯	必要量 (世帯)	285	295	305	315	325
	児童養護施設等 定員:65人	必要量 (定員)	65	65	65	71	71
一時保護施設職員に対する研修の実施回数	研修実施 回数:5回	必要量 (回)	6	7	8	8	8
第三者評価を実施している一時保護施設数・割合	1か所(100%)	必要量 (回・%)	—	—	1 (100)	—	—
一時保護施設の平均入所日数	平均入所日数 日数:19.6日	必要量 (日)	個々の状況を鑑みて、必要最低限な日数で実施				
一時保護施設の平均入所率	平均入所率 入所率:94%	必要量 (%)	個々の状況を鑑みて、一時保護施設による一時保護を実施				

## (6)代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組

本市では、平成28年度から児童相談所において「家庭移行支援係」を設置し、子どものパーマネンシー保障に着目した取組みとして施設で長期生活していた子どもを実家庭に返す取組み(家庭復帰)や、それが困難だった場合の親族による養育への移行、里親等への措置変更、養子縁組の検討が可能な場合については早期からの養子縁組里親への措置変更などの家庭移行を積極的に進めてきた。

また、現在取り組んでいる在宅支援においては、子どもとその家庭への家庭生活維持のための支援を充実させ、推進しているところである。

### 現行計画の達成見込み・要因分析等

現行計画では、子どものパーマネンシー保障は特別養子縁組の推進に限定した記載であったため、以下に限って評価を行う。

#### ① 親族養育の推進

子どもの里親委託等措置を検討する時点で、十分な調査のもと、親族による養育をまず優先して検討することとしており、令和6年12月末時点で、親族里親(直系親族)、親族による養育里親(傍系親族)宅で生活する子どもは10名となっている。

なお、この親族は里親としての活動となるため、児童相談所のバックアップを受け、子どもを養育しているところである。

【各年度末時点の親族里親・親族による養育里親世帯数】

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
親族里親	9	6	4	5	4
親族による養育里親	7	6	6	6	6
合 計	16	12	10	11	10

※R6年度は12月末時点

#### ② 民間機関との協働

現在のところ、本市内において養子縁組あっせんの事業者はないが、他都市の事業者を通じて、市内に在住する家庭に養子縁組前提で養親子の同居を開始する場合(児童福祉法第30条第1項に基づく同居児童の届け出)に個別の事案で協働している。

また、児童相談所に養子縁組の相談が入った場合、まず本市登録の養子縁組里親へのマッチングを行っているが、子どもにとって最適なマッチングを行うために他都市の児童相談所や事業者と個別に連携を図り取り組んでいる。

### ③ 養子縁組制度の啓発

実親による養育が著しく困難または不適當な場合、児童相談所にて、特別養子縁組の手続きを積極的に検討し、進めているところである。また、先述の(3)支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組に記載の産前・産後母子支援センター「こももティエ」で実施している妊産婦等相談・生活援助事業においても、妊娠期から出産後の支援の中で、養子縁組制度についての啓発を行っている。

### ④ 養子縁組成立後の親子支援

養子縁組が成立した後は戸籍上も親子となるため、成立以前に里親家庭として受けてきた里親支援は一旦終結し、他の家庭と同様に在宅支援サービスを受けることができるようになる。しかし、中途養育である養子縁組後の家庭であるからこそその真実告知や生い立ちの整理などの向き合うべき課題や悩みもある。

現在、本市においては、養子縁組が成立した家庭のピア・グループとして、福岡市里親会の養子縁組部会である「おむすび会」があり、同様の課題を抱える縁組親子が支え合う場となっているが、長期的な支援体制の充実が必要である。

## 資源等に関する地域の現状

### ① 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

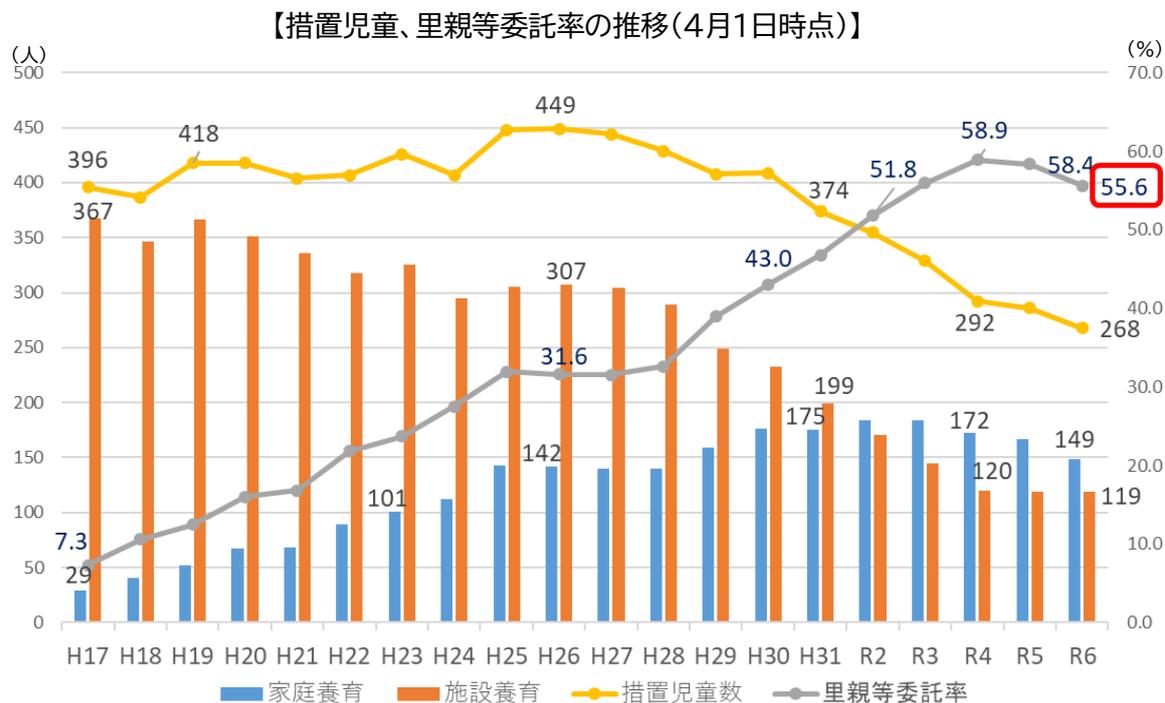
本市では、平成27年度から長期措置入所児童の支援強化に取組み、翌28年度からは、「家庭移行支援係」を設置し、施設入所児童の家庭復帰、家庭移行に特化した係として、施設入所児童を集中的に支援することで、家庭復帰見込みを早期に見定め、親族による代替養育や養子縁組への支援方針の見直しを随時行ってきた。その結果、措置児童数は、平成26年度末の449名から令和6年度末には268名と大きく減少している。

この子どものパーマネンシー保障を軸とした児童相談所の方針は、所内に十分に浸透し、この考えに基づくケースマネジメントが展開されていることもあり、先述の「家庭移行支援係」は、令和6年4月から「自立支援係」に組織改編されている。

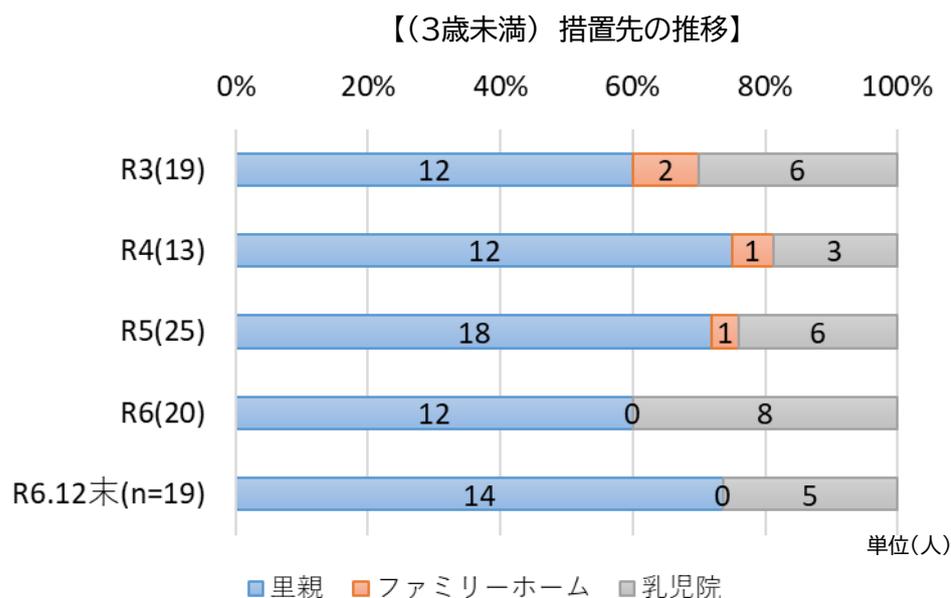
里親委託等措置の児童数が減少したのは、家庭移行支援だけでなく、在宅支援の体制やサービスの充実も一因として考えられる一方で、高年齢になって子どもの問題を家庭で抱えきれなくなり代替養育となる子どもも増えている。この場合、保護者との関係再構築、家庭復帰が難しく、自立まで措置となり、結果的に措置期間が長期化するものもあることは課題である。

また、代替養育が必要となったきょうだいについて、それぞれの子どもの特徴を考慮した里親委託等措置を検討することや、きょうだい全員を委託し、又は入所させることのできる里親や施設が見つからなかった結果、きょうだいが別々の里親や施設で生活する場合は、きょうだい関係のパーマネンシー保障が重要であることに留意して支援していくこ

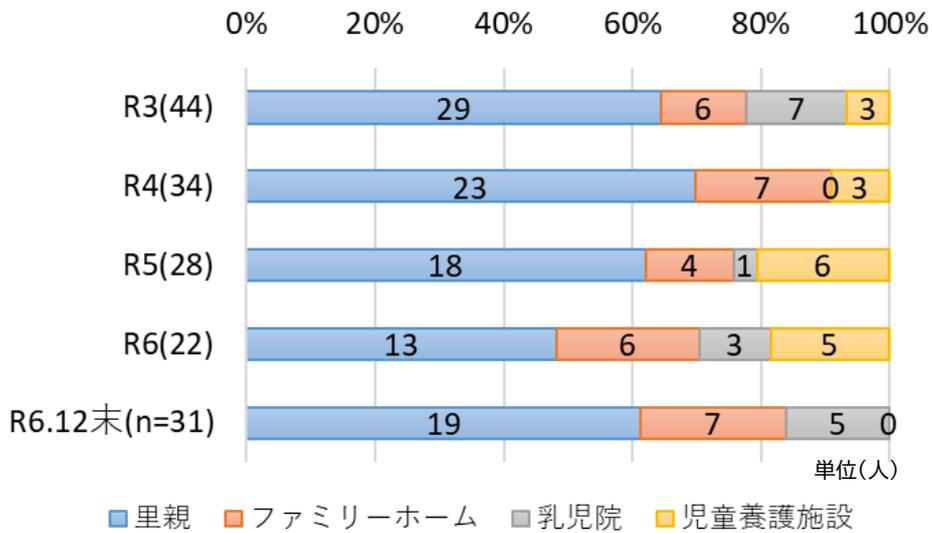
とが求められる。



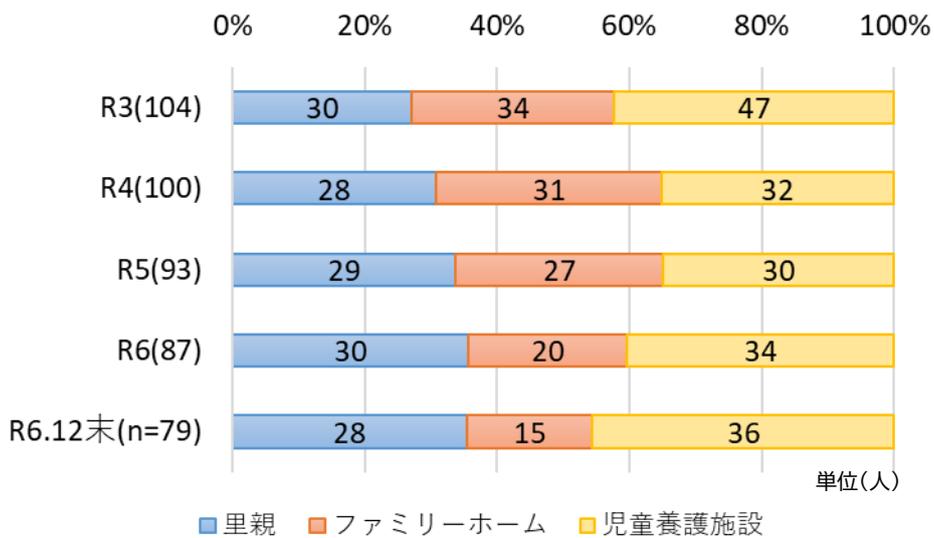
令和2年度から令和6年12月の間の年齢別措置先の推移は以下のグラフのとおり。  
 \*児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム、障がい児入所施設は含まない



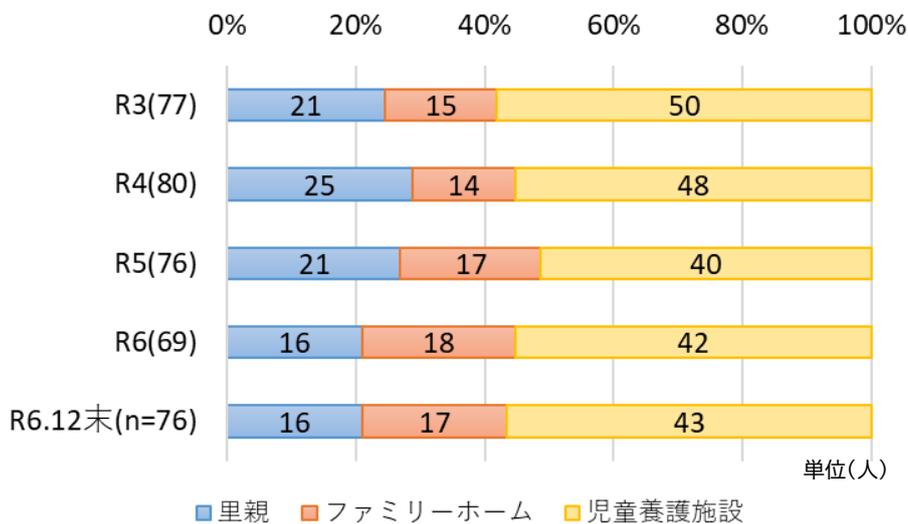
【(3～6歳) 措置先の推移】



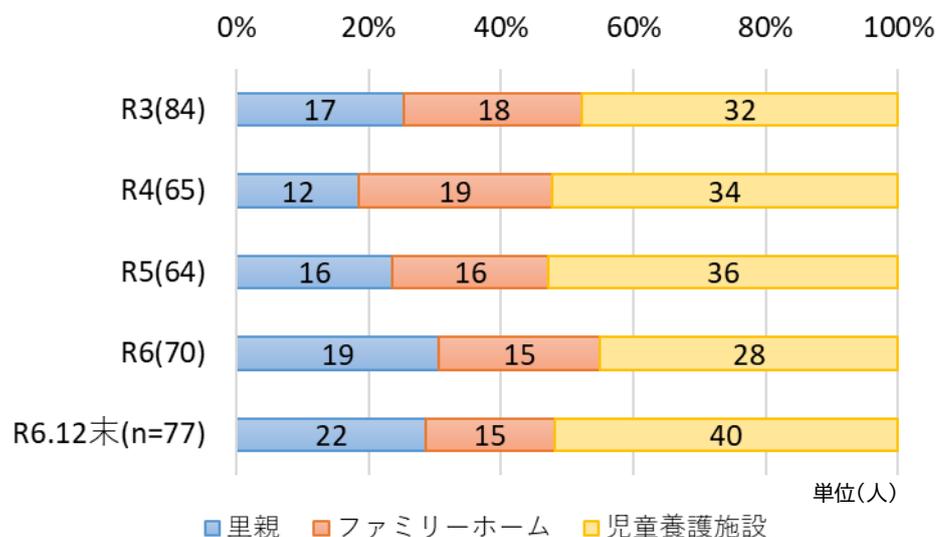
【(7～12歳) 措置先の推移】



【(13～15歳) 措置先の推移】



【(16歳以上) 措置先の推移】



### ② 在宅支援におけるパーマネンシー保障の取組

パーマネンシー保障を念頭にケースマネジメントを行う中で、家族維持、在宅生活維持のための支援は区こども家庭センターを中心に行われているところである。支援の過程で在宅支援メニューの積極活用がなされているが、表面化した家族の課題に対し、サービスの利用で対応するだけでなく、子どもの安心、安全の確保も踏まえて、問題の本質へのアプローチのためのアセスメントの充実が求められる。

### ③ 親子関係再構築に向けた取組

平成30年度からNPO法人への委託による里親養育中の実親子交流や、里親養育への実家族の参加による共同養育を推進してきたほか、同年度から児童家庭支援センターに委託して親子関係再構築支援プログラムを実施している。

また、令和2年4月に開設した福岡市立児童心理治療施設では、施設の通所機能を活用し、在宅の子どもだけでなく、里親委託児童、施設入所児童等も対象に、その保護者や代替養育における養育者への支援を行っている。

【各年度末時点の親子再構築支援事業(CRC)の実績(単位:世帯)】

措置先	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
乳児院	2	1	0	0	0
児童養護施設	0	1	1	0	0
里親	0	1	2	3	3
在宅	0	0	0	1	1
合計	2	3	3	4	4

※R6年度は12月末時点

#### ④ 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

児童相談所では、令和2年度に乳幼児の家庭移行に向けたフローチャートを作成しており、乳幼児を措置する場合は、措置後の交流の状況等によっては、特別養子縁組申し立てを行うことを事前に保護者に説明している。

また、特別養子縁組が必要な子どもと養親候補者とのマッチングを丁寧に進めるとともに必要に応じて民間の養子縁組あっせん事業者との連携を行っている。

さらに、現在のところ養子縁組成立後の支援は自助グループ的な集まりと、他の家族と同様に在宅支援の枠組みでの支援となっているが、今後は、真実告知など特別養子縁組の養親子に特有の課題等についても十分に理解した個別の支援の検討も必要である。

#### 資源の整備・取組方針等

- ① 児童相談所と区こども家庭センターにおいて、ソーシャルワーク機能の向上を図り、引き続き子どものパーマネンシー保障の理念に基づいたケースマネジメントを徹底する。
- ② 社会的養育に関わる者すべてがこのパーマネンシー保障の理念に基づく支援を展開するため、研修等の実施により、共通理解を促進する。
- ③ 児童相談所におけるきょうだい児の措置にあたっては、できる限り同一の措置先とするよう努めるが、仮に措置先が異なる場合でも、きょうだいそれぞれの状況等を見極めて、交流の機会の確保等を図る。
- ④ 代替養育となった時点から、子どもの家庭復帰、家庭移行のため、実親等への働きかけを常に行う。また、引き続き親子関係再構築の取組みを促進する。
- ⑤ 将来的な家庭復帰が見込めない場合は、親族による養育や特別養子縁組を検討する。特別養子縁組については、児童相談所で活用している乳幼児の家庭移行に向けたフローチャートに基づいた支援を推進していく。また、必要に応じてフローチャートの見直しを行う。
- ⑥ 養子縁組成立後の支援については、令和7年4月に設置する里親支援センターを中心に、継続的な支援を行う仕組みを構築する。

本市の現状と評価のための指標

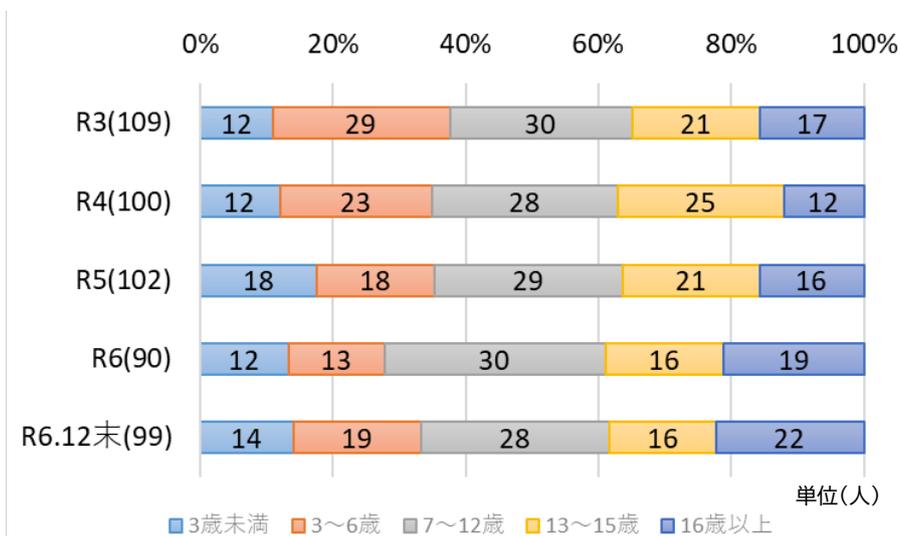
評価のための指標	整備・取組み状況(R6)	見込み	R7	R8	R9	R10	R11
里親・ファミリーホーム や施設(乳児院・児童養 護施設)の平均入所期間	里親 平均入所日数:1,779日 (約4年11か月)	措置期間は、被措置児童の状況によって異なるため、それぞれの状況に 応じた期間の措置を継続する					
	ファミリーホーム 平均入所日数:2,150日 (約5年11か月)						
	乳児院 平均入所日数:369日 (約1年0か月)						
	児童養護施設 平均入所日数:1,519日 (約4年2か月)						
親子再統合支援事業に よる各種支援の実施件 数	CRC、MY TREEペアレンツプ ログラム導入世帯数 世帯数:9世帯	必要量 (世帯)	9	9	9	9	9
親への相談支援等に関 する児童相談所職員に 対する研修の実施回数、 受講者数	トラウマに関する研修 回数:1回 受講者数:70人 ライフストーリーワークに関する 研修 回数:1回 受講者数:60人	必要量 (回)	3	3	3	3	3
	CRC周知研修 回数:1回 受講者数:30人	必要量 (人)	160	160	160	160	160
児童心理司を中心とし た保護者支援プログラ ム等に関する研修の実 施回数やライセンス取得 数	MY TREEペアレンツププロ グラム実践者養成講座修了者 累計者数:11人	必要量 (人)	12	13	14	15	16
民間団体等への委託に よる保護者支援プログ ラム等の実施回数	親子関係再構築支援事業 (CRC)のセッション実施 回数:28回	必要量 (回)	48	48	48	48	48
児童相談所を通じた特 別養子縁組の成立件数	特別養子縁組成立 3件	必要量 (件数)	7	7	7	7	7
親との交流が途絶えた ケース、親の行方不明、 特別養子縁組不同意 ケース等に係る児童相 談所長による特別養子 縁組適格の確認の審判 の成立件数	審判の成立 2件	必要量 (件数)	4	4	4	4	4
里親支援センターやフォ スタリング機関、乳児 院、民間団体等による特 別養子縁組等の相談支 援件数	相談支援 件数:400件 *メール、電話等を含む	必要量 (件数)	420	440	460	480	500
特別養子縁組等に関す る研修を受講した児童 相談所職員数	法定研修 *児童福祉司任用前講習会に て実施	必要量 (人)					児童福祉司をはじめ、児童相談所に新たに従事する職員を 対象

## (7)里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

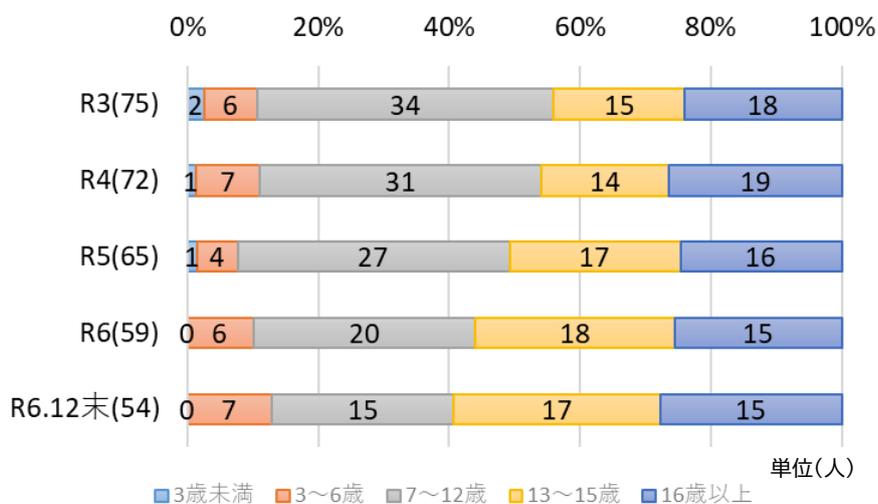
本市では、平成14年頃に市内の乳児院、児童養護施設が飽和状態となり、市外、県外の施設に頼らざるを得ない状況が発生した。市外、県外への措置となると、措置された子どもと実親との交流や、児童相談所による支援が行いにくいといった課題があったため、市内での代替養育先の確保と子どもの愛着形成の視点により、平成17年度から官民共働による里親委託優先にシフトチェンジし、これを推進してきた。

下のグラフのとおり、里親家庭で生活する子どもの約6割が小学生以下である一方で、ファミリーホームについては、年々中学生以上が占める割合が増加している。

【(里親) 被措置児童の年齢構成の推移(4月1日時点)】

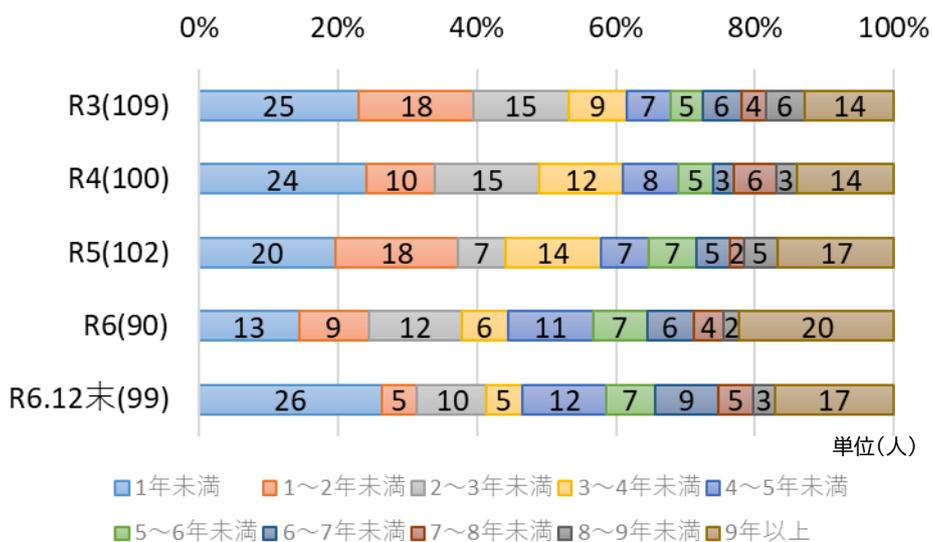


【(ファミリーホーム) 被措置児童の年齢構成の推移(4月1日時点)】

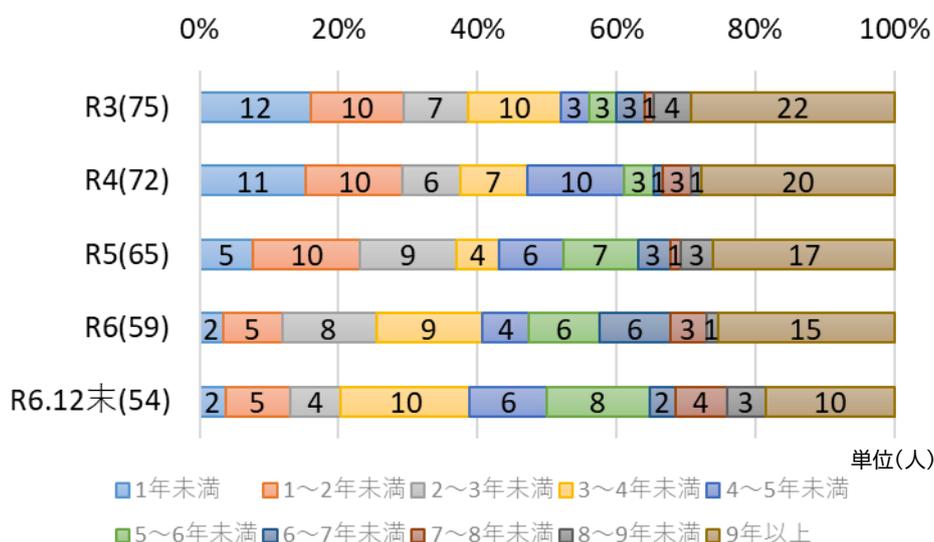


措置期間を見ると里親家庭で生活する子どもは3年未満が約4割を占めているが、ファミリーホームについては、3年未満の人数は年々減少しており、令和6年12月時点で約2割という状態であり、先述のファミリーホームで生活する子どもの高年齢化は措置期間の長期化が大きく影響している。

【(里親) 措置期間の推移(4月1日時点)】



【(ファミリーホーム) 措置期間の推移(4月1日時点)】



現行計画の達成見込み・要因分析等

① 里親リクルートの拡大

平成28年度から、保護者の傷病や経済問題等様々な事情により、在宅での養育継続が

困難となった乳幼児の緊急的な一時保護委託など、短期間の養育受け入れも可能な里親のリクルートから委託後の支援までを担う「乳幼児里親リクルート事業」を NPO 法人キアセットへ業務委託して開始。令和2年度以降は、事業名を里親養育包括支援(フォスタリング)事業に名称を変更した。以降、本市では、フォスタリング事業を委託しているNPO法人キアセットと児童相談所の両輪で里親のリクルートから研修、委託後の里親支援までを包括的に実施する仕組みが構築された。

また、平成26年度に NPO 法人 SOS 子どもの村 JAPAN と西区役所が共働で、「みんなで里親プロジェクト」として、養育里親による子どもショートステイの受け入れを中心に里親の開拓を進め、さらに令和4年度からは全市展開している。これにより、養育里親の活動の幅が広がったことで、実家庭からの分離予防とともに、里親登録世帯数の増加に繋がっている。

【年度末時点での新規里親登録状況(単位:世帯)】

年 度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
全 体	31	30	37	68	40
養育里親	20	19	26	44	30
専門里親	0	0	0	0	0
親族里親	3	0	0	1	0
養育里親・養子縁組里親	3	1	2	12	4
養子縁組里親	5	10	9	11	6

※R6年度は12月末時点

## ② 里親等にて代替養育を受けている子どもの家庭復帰促進

平成27年度から、児童相談所の家庭移行支援係を中心に施設入所児童の家庭復帰、家庭移行を強化し、令和元年度には、代替養育における施設養育児童数を家庭養育児童数が上回る結果となった。措置児童数も平成26年度当初の449名をピークに減少し続けている。施設からの家庭移行に続き、里親家庭からの実家庭復帰、家庭復帰が叶わない場合の特別養子縁組等を積極的に推進し、令和2年度、令和3年度は里親からの措置解除のうち、家庭復帰、養子縁組成立による解除が4割を占めた。令和4年度以降は委託児童数の母数自体の減少もあり、措置解除数自体も減少している。

【各年度末時点の里親からの家庭移行支援の実績(単位:件)】

措置解除理由	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
家庭引き取り	13	9	9	4	1
養子縁組成立	4	14	4	9	3
年齢到達・自立	7	16	6	7	8
措置変更	14	10	7	5	9
その他	3	6	18	5	3
合計	41	55	44	30	24

※R6年度は12月末時点

### ③ 里親支援体制

平成17年度から、NPO 等とともに里親の開拓や里親制度の普及啓発を「新しい絆」プロジェクトとして進めてきた。この中で、NPO 法人子ども NPO センター福岡などの多くの団体と「ファミリーシップふくおか」というネットワークを組織し、市民フォーラム等の企画運営を行っている。

また、児童相談所里親係では、児童福祉司4名、児童福祉専門相談員(里親支援)3名を中心に、里親支援を行ってきた。民間フォスタリング機関である NPO 法人キーアセットが、リクルートして登録まで行った里親については包括的に支援しているほか、NPO 法人 SOS 子どもの村 JAPAN でも養育里親による子どもショートステイの調整役をはじめとして様々な養育里親の活動を支援している。

さらに、乳児院、児童養護施設に配置されている里親支援専門相談員は、里親会とともに里親同士のピアサポートの支援、専門性を活かした里親家庭や特別養子縁組成立後の継続した支援を実施している。また、児童家庭支援センター、児童心理治療施設による相談支援などの官民連携により、それぞれの強みを活かしながら重層的に里親家庭を支える仕組みを構築している。

### ④ 研修の体系化

現在は、児童相談所、フォスタリング機関である NPO 法人キーアセットの両輪で、里親のリクルートから委託後の支援までを展開しているが、里親の登録前研修や認定後研修等はそれぞれで支援している里親を対象に実施している。今後は児童相談所、里親支援センターと連携を深め、効果的な研修体系を整備することにより里親養育の質の向上が求められる。

## 資源等に関する地域の現状

### ① 里親・ファミリーホームへの委託子ども数の見込み等

	R6.12	R7	R8	R9	R10	R11
代替養育必要児童数	335	343	346	343	340	337
里親・ファミリーホーム+乳児院+児童養護施設	282	285	286	284	282	280
里親・ファミリーホーム	153	155	154	153	152	150
里親委託率	54.3%	56.0%	57.0%	58.0%	59.0%	60.0%
0-2歳	14	15	15	15	15	15
里親委託率	73.7%	78.9%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%
3-6歳	26	26	25	23	23	23
里親委託率	83.9%	83.9%	83.3%	82.1%	82.1%	82.1%
7歳以上	113	114	114	115	114	112
里親委託率	48.7%	48.5%	48.3%	48.7%	48.7%	48.3%

※先述(4)各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込みより抜粋

上記のとおり、全体の里親等委託率は53～54%台の推移を想定している。乳幼児については、代替養育を必要とする母数自体が少なく、状況によっては、里親等委託率の変動幅が大きいことが予測される。また、38～40ページに記載のグラフのとおり、7歳(学齡児)以上の場合、7歳から12歳までの小学生年代までは、代替養育が必要となった場合に、里親等を選択する方が児童養護施設を選択する比率よりも高いが、13歳以上になると児童養護施設等の比率が高い傾向にある。

後述する里親の支援体制、里親の役割の多様化、ファミリーホームのあり方等を整理した上で、引き続き、受け入れ可能な里親等の確保に努める。

## ② 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

平成30年度と比べると現在の里親登録数は約 100 世帯増加しているが、この背景には、ショートステイや一時保護委託といった短期養育を担う里親の増加が大きく影響している。今後も、登録世帯数の増加が見込まれるが、短期養育を担う里親を支援していくにあたって、児童相談所やフォスタリング機関、乳児院、児童養護施設、児童家庭支援センター、児童心理治療施設が協働して進めていくことはもちろんだが、令和7年4月に開設する里親支援センターに期待する役割は大きい。里親支援センターでは、里親希望者のリクルートから研修、里親及び委託児童等に対する委託前から解除後までの包括的な支援を実施することとしており、自立支援や養子縁組成立後の支援等についても、児童相談所等の既存の支援実施機関と綿密な連携が重要であり、市全体での包括的支援に目を向けて進めていく必要がある。

【各年度末時点の新規登録世帯数・削除世帯数、登録世帯数、委託世帯数の推移】

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
新規登録世帯数	31	30	37	68	40
削除世帯数	22	31	24	21	9
登録世帯数	264	263	277	324	355
委託世帯数	101	89	88	85	100

※R6年度は12月末時点

## ③ 里親の役割の多様化に合わせた里親の量と質の担保

先述のとおり、本市の登録里親増加の大きな要因は、①ショートステイや一時保護委託といった短期養育を担う里親の増加である。現状では、この活動は国が示す里親等委託率には反映されず、未委託と整理されてしまう。そのため、別途①を受託した場合の状況を示す指標が必要である。

この短期養育で活躍する里親については、単に子どもを養育するだけでなく、その後の

在宅支援に必要となる行動観察(アセスメント)スキルが求められるため、この専門性を担保していくことは課題である。

また、長期間活動を休止し、連絡も取れず、更新の手続きや研修受講をしないまま登録のみが残っている里親家庭への活動再開への働きかけや活動が見込めない場合の登録の整理については全国的な課題である。

さらに、本市では、ファミリーホーム(「FH」、法律上「小規模住居型児童養育事業を行う者」)については、専門里親として長年活動をしてきた里親が中心となり、現在14か所で実施されているが、養育者の高齢化や子どもの問題の複雑化、6名という家庭での養育単位としては大きすぎる事等の問題もあり、現時点でのファミリーホームの定員に対する充足率が6割となっている。今後のファミリーホームのあり方についても、各ファミリーホームと課題を共有しながら整理を進めていく必要がある。

【各年度末時点の里親稼働率及び登録率】

年 度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
里親登録世帯数	264	263	277	324	355
里親委託児童数	111	103	102	93	99
FH委託児童数	78	72	66	62	54
委託児童数合計	189	175	168	155	153
FH定員数	87	87	81	81	81
受託世帯数	86	75	75	72	87
里親・FHへの委託児童数	189	175	168	155	153
乳児院・児童養護施設措置児童数	143	120	114	121	131
平均受託児童数	1.29	1.37	1.36	1.29	1.13
里親稼働率	44.2%	39.1%	36.7%	31.1%	31.7%
里親登録率	128.8%	151.6%	162.3%	180.8%	169.8%

※R6年度は12月末時点

※里親稼働率の算定式

$$\frac{\text{里親登録(認定)数} \times \text{平均受託児童数} + \text{ファミリーホームの定員数}}{\text{乳児院・児童養護施設の入所児童数} + \text{里親・ファミリーホームの定員数}}$$

※里親登録率の算定式

$$\frac{\text{里親・ファミリーホームへの委託児童数}}{\text{里親登録(認定)数} \times \text{平均受託児童数} + \text{ファミリーホームの定員数}}$$

【各年度末時点のファミリーホームの状況】

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
箇所数	15	15	14	14	14
定員	87	87	81	81	81
委託児童数	68	63	56	52	44
自立生活援助事業					5
市外FH委託児童数	10	9	10	10	10

※R6年度は12月末時点

#### ④ 子どもと家庭の状態、状況に合わせた多様な里親委託のマネジメント

児童相談所において措置を検討する際、子どもの置かれている環境や発達特性等を踏まえてアセスメントを行い必要なケアと支援を見立て、子どもの意見を聴き、家庭養育優先原則に基づいて、措置先を決定する。

この必要なケアや支援の見立てとなるアセスメントが重要となるが、子どものアセスメントだけでなく、里親のアセスメントも充実させ、マッチングを丁寧に進めていくことが必要である。このためには、児童相談所だけではなく、関係機関と連携した総合的アセスメントが必要となる。

#### 資源の整備・取組方針等

- ① 里親への支援については、児童相談所と里親支援センターをはじめとする関係機関が連携し、役割分担等を図りながら包括的に支援する体制を整えていく。
- ② ショートステイや一時保護の受け入れ等、里親の役割の多様化を踏まえた新たな評価指標(活動率等)を構築し、評価していく。
- ③ ショートステイや一時保護委託の受け入れを活動の中心とする里親に向け必要なスキルを獲得し、向上させていくための研修を児童相談所、里親支援センターで協働し、実施する。
- ④ 短期養育を活動の中心とする里親が、長期的な支援も可能な里親へ移行していくための支援を児童相談所、里親支援センターで協働し、実施する。
- ⑤ 里親登録、削除(更新制度の見直し)や、ファミリーホームの新設、廃止等の仕組みについて、里親やファミリーホームの意見を聴取し、整理する。
- ⑥ 児童相談所における措置の検討の際に、子どもとその家庭の十分なアセスメントのもと、家庭養育優先原則を踏まえた検討を行うことを徹底する。また、この措置先が里親となる場合は、里親支援センター等の里親に関わる機関による里親のアセスメント

も十分に考慮し、可能な限り丁寧なマッチングを行う。

- ⑦ 里親等委託率の目標値については、数字の追求ではなく、あくまでも子どもの最善の利益を追求した支援の結果であることを再認識し、児童相談所と関係機関がこれを共有して推進していく。
- ⑧ 令和7年4月に設置する里親支援センターについては、児童相談所との協働、役割分担を整理しながら、支援する里親世帯の数等を十分に考慮し、今後の増設等について検討する。

本市の現状と評価のための指標

評価のための指標	整備・取組み状況(R6)	見込み	R7	R8	R9	R10	R11
里親等委託率	3歳未満 73.7%	必要量 (%)	78.9	75.0	75.0	75.0	75.0
	3歳以上就学前 83.9%	必要量 (%)	83.9	83.3	82.1	82.1	82.1
	学童期以降 48.7%	必要量 (%)	48.7	48.3	48.7	48.7	48.3
	全年齢 54.3%	必要量 (%)	56.0	57.0	58.0	59.0	60.0
里親等登録率	(里親登録数×平均受託児童数+ファミリーホームの定員数)/(乳児院・児童養護施設の入所児童数+里親・ファミリーホームへの委託児童数) 169.8%	必要量 (%)	197.7	206.4	217.4	228.6	239.9
里親等稼働率	(里親・ファミリーホームへの委託児童数)/(里親登録数×平均受託児童数+ファミリーホームの定員数) 31.6%	必要量 (%)	27.5	26.0	24.7	23.5	22.3
里親登録に対する委託里親の割合(年間1回でも委託のあった里親数)	21.0%	必要量 (%)	19.0	18.0	17.0	16.0	15.0
里親等活躍率 *4	(年に措置、一時保護、ショートステイ、レスパイトケア等子どもを預かった里親数)/(里親登録数全体) 55.0%	必要量 (%)	60.0	65.0	70.0	75.0	80.0

\*4 里親活躍率とは、本市独自の指標でショートステイやレスパイトなど短期養育を含んだ里親等の活動の割合を指す。

評価のための指標	整備・取組み状況(R6)	見込み	R7	R8	R9	R10	R11
里親登録世帯数	養育里親 245世帯	必要量 (世帯)	255	265	275	285	290
	専門里親 10世帯	必要量 (世帯)	10	10	10	10	10
	養子縁組里親 98世帯	必要量 (世帯)	105	113	122	132	144
新規里親登録世帯数	養育里親 30世帯	必要量 (世帯)	30	30	30	30	30
	専門里親 0世帯	必要量 (世帯)	1	1	1	1	1
	養子縁組里親 10世帯	必要量 (世帯)	10	10	10	10	10
ファミリーホーム数	14か所	必要量 (箇所数)	15	15	15	16	16
ファミリーホーム委託児童数	55人	必要量 (人)	59	59	59	58	58
里親登録に係る児童福祉審議会の開催件数	7件	必要量 (件)	10	10	10	10	10
里親支援センター設置数	0か所 *令和7年4月開設準備中	必要量 (箇所数)	1	1	ニーズ等に応じて、整備数を検討		
民間フォスタリング機関の設置数	1か所	必要量 (箇所数)	フォスタリング事業の内容はすべて里親支援センターへ機能を集約し、運営していく				
基礎研修、登録前研修、更新研修などの必須研修以外の研修の実施回数・受講者数	実施回数 2回	必要量 (回)	3	3	6	6	6
	受講者数 15人	必要量 (人)	50	75	100	100	100

## (8)施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

本市が、高い里親等委託率を維持している大きな要因は、前章に記載した代替養育における家庭養育を推進するにあたり、里親の開拓、支援だけでなく、児童養護施設等と協働してきた点にある。元々、施設からの家庭復帰、家庭移行を進めることは、施設経営に影響を及ぼすが、施設等も子どもの最善の利益の追求、家庭養育優先原則等による方向性を十分に理解し、より家庭的な環境で養育するために施設を小規模化、高機能化するとともに、家庭養育への移行により生まれた施設の空きスペースを、ショートステイや一時保護といった新たな支援施策に活用し、子育て家庭や里親を支援する役割を新たに担う形で多機能化に積極的に取り組んでいるところである。

【市内施設の状況(令和6年12月末時点)】

(乳児院)	福岡乳児院			みずほ乳児院		
	定員	単位	箇所	定員	単位	箇所
大・中・小舎	24	大舎	1	-	-	-
敷地内小規模GC※	-	-	-	4	4	1
分園型小規模GC	4	4	1	8	4	2
合計	28	(市14)		12	(市9)	

※GC…グループケア

(児童養護施設)	和白青松園			福岡育児院			福岡子供の家		
	定員	単位	箇所	定員	単位	箇所	定員	単位	箇所
敷地内小規模GC	32	8	4	36	6	6	40	6~8	6
地域小規模児童養護施設	12	6	2	12	6	2	12	6	2
合計	44			48			52		

### 現行計画の達成見込み・要因分析等

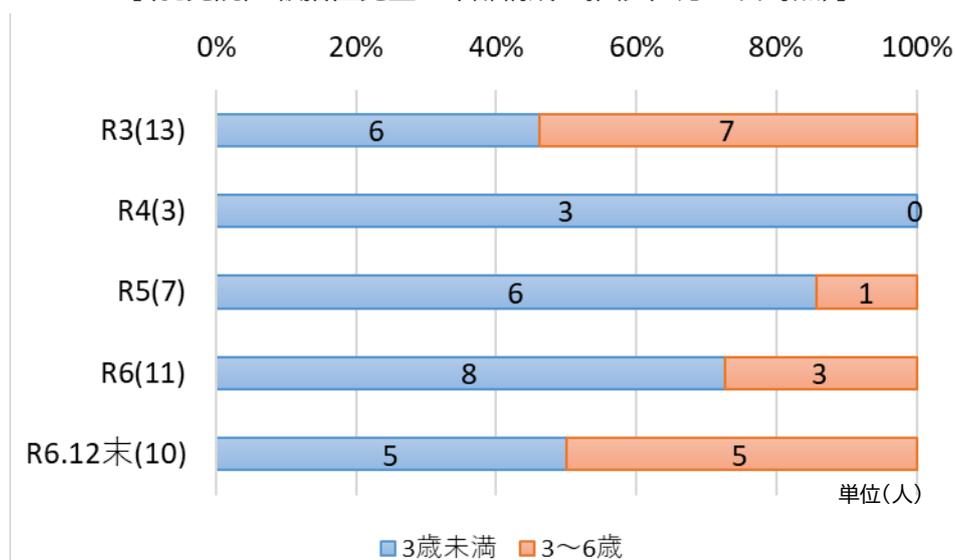
#### ① 乳児院

市内に2か所ある乳児院(福岡乳児院、福岡子供の家みずほ乳児院)については、これまでもショートステイや一時保護の受け入れを行ってきたが、令和元年度からの一時保護改革において、一時保護施設が原則、学齢児以上を対象としたことを契機に、一時保護の積極受入れを行うようになった。福岡乳児院では当初から一時保護専用施設を設置し、みずほ乳児院も令和3年度から令和5年度にかけて建物を改修し同様の施設を整備した。改修後、みずほ乳児院では定員を18名から12名に変更し、施設内小規模グループケア、分離

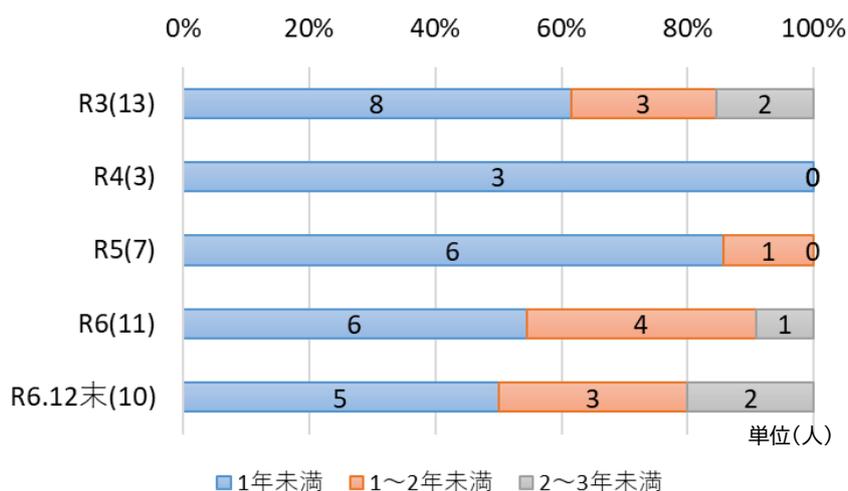
型小規模グループケアへ移行した。

また、乳児院に入所している子どもは、以下のグラフのとおり、ここ5年一桁台と少なく、年齢については、0歳から6歳までの子どもが生活しており、幅広い役割が求められていることがわかる。乳児院では、医療的ケア、心理的ケア等の専門的かつ重点的な支援が必要な子どもや、実家庭への引き取りに向けて、短期間で保護者と密に交流するような子どもといった乳児院でのケアを選択する理由が明確な子どもが措置されている。

【(乳児院) 被措置児童の年齢構成の推移(4月1日時点)】

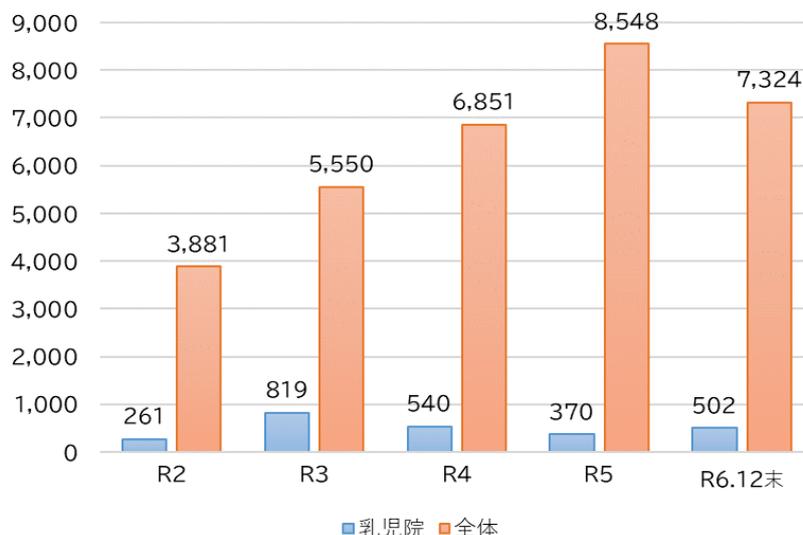


【(乳児院) 被措置児童の措置期間の推移(翌年4月1日時点)】



また、多機能化、高機能化する乳児院として、乳児院の専門性を生かした子どもショートステイの実施に加え、令和5年度からは親子ショートステイ事業を開始した。さらに、みずほ乳児院では、通所型、宿泊型の親子関係づくりサポート事業を開始するなど、在宅支援機能を強化しているところである。

【(乳児院と全体) 各年度末時点の子どもショートステイ利用延べ日数の推移】



### 親子関係づくりサポート事業(宿泊型、通所型)

#### 【宿泊型】

育児支援員(看護師、保育士)による実技の支援や相談助言を通じて育児や家事に役立つスキルの獲得を支援



#### 【通所型】

集合型の講義やロールプレイ等を用いたり(CARE)、トランシーバー等を用いて養育者への指導を行うライブコーチング(PCIT)を実施



## ② 児童養護施設

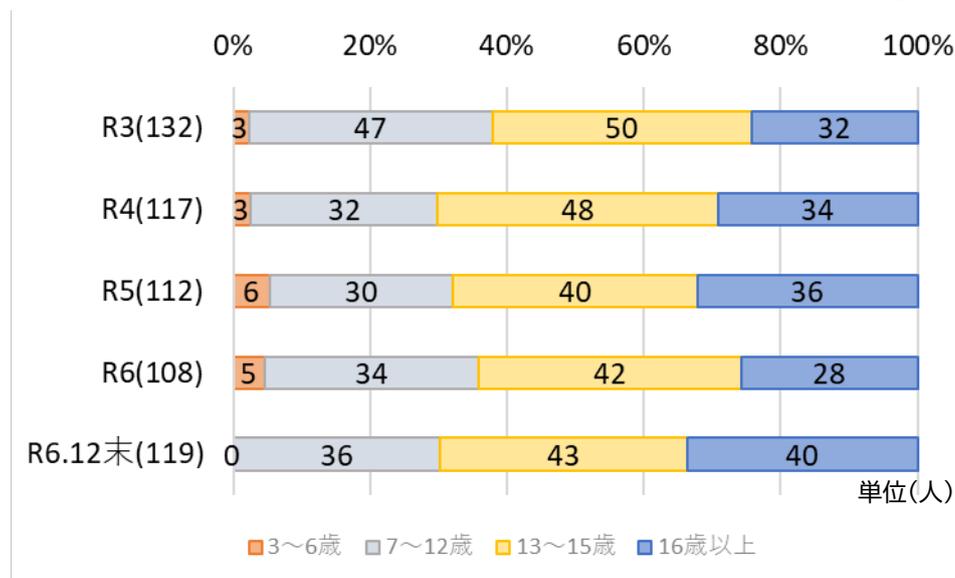
市内に3か所ある児童養護施設(和白青松園、福岡育児院、福岡子供の家)においても、乳児院と同様に一時保護改革に伴う一時保護委託、ショートステイの積極受入れや小規模ユニット化を推進してきた。現行計画策定時には2施設がユニット化されていたが、令和6年度には、福岡育児院の改修によりすべての児童養護施設でユニット化が完了した。

一方で、地域小規模児童養護施設については増加しておらず、合計6か所のみとなっている。増加に至らなかった要因としては、本体施設との連携が可能な地域にケア単位6名を受け入れられる物件の確保が困難なこと、地域小規模児童養護施設を担える人材の確保・育成が難しいこと、子どもが抱える課題に対してのチームアプローチが必須になる中で、この体制構築が困難なこと、が考えられる。

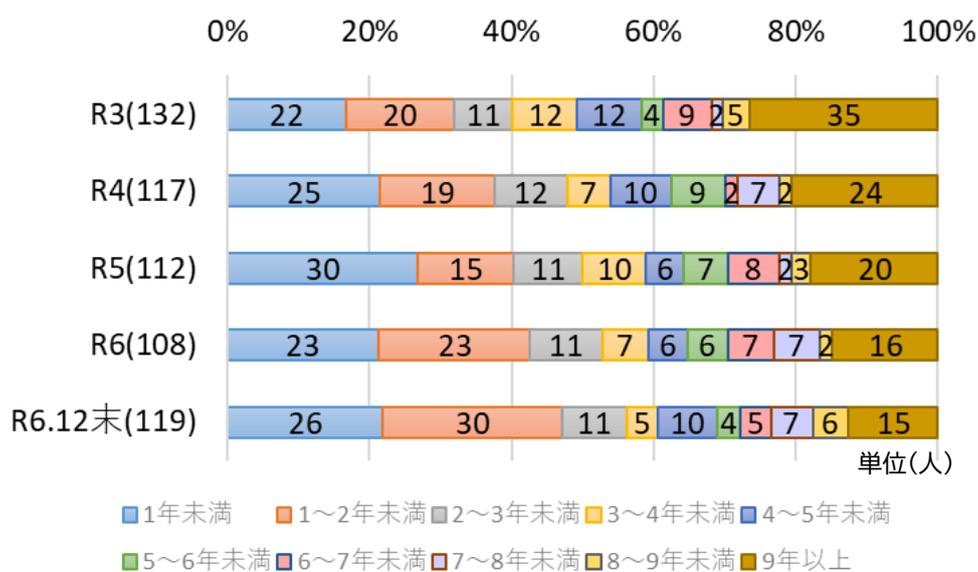
令和2年度から令和5年度までの間、児童養護施設入所児童は132名から108名と減少しているが、令和6年12月現在、市内の3か所の児童養護施設のほかに、市外県外の児童養護施設8か所において本市が措置入所させた合計119名の子どもが生活している。

児童養護施設で生活する子どもの年齢は、13歳以上が6、7割を占める状態が続いており、措置期間については、9年以上の長期措置の子どもが最も大きく減少しているほか、3年未満の子どもの割合が徐々に増加し、令和5年度には半数を越える状況と、全体的に措置期間は短くなっている。

【(児童養護施設) 被措置児童の年齢構成の推移(4月1日時点)】



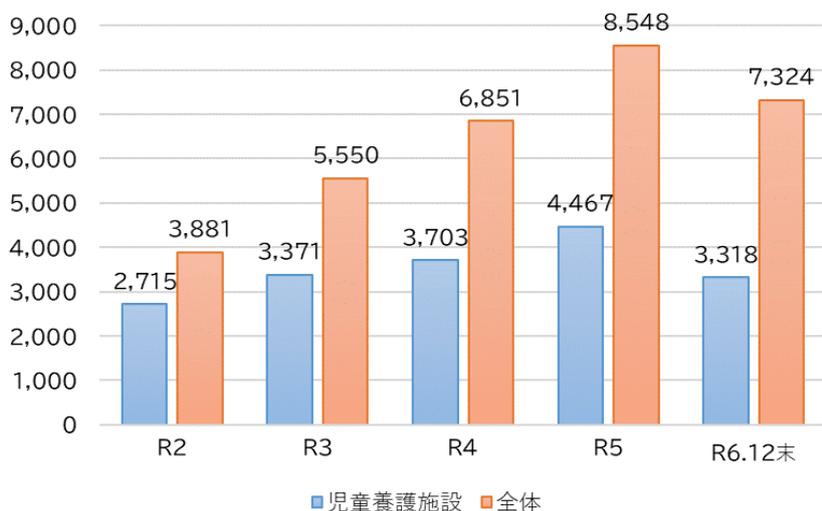
【(児童養護施設) 被措置児童の措置期間の推移(4月1日時点)】



また、多機能化、高機能化として、乳児院同様、子どもショートステイ、親子ショートステイの実施を強化しており、年間延べ日数の半数は児童養護施設3施設で対応している。さ

らに、和臼青松園、福岡子供の家の2施設にコーディネーターを配置し、訪問型の親子関係づくりサポート事業を開始するなど、児童養護施設の持つ専門性を生かした在宅支援を展開している。

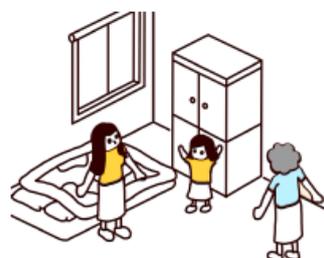
【(児童養護施設と全体) 各年度末時点の子どもショートステイ利用延べ日数の推移】



### 親子関係づくりサポート事業(訪問型)

#### 【訪問型】

家庭に訪問し、親子の相互交流や家庭内の安全確保のトレーニングを実施して、子どもとの関わり方をよりよくするためのペアレントトレーニング。



### ③ 児童心理治療施設

令和2年4月に開設した福岡市立児童心理治療施設では、被虐待体験や発達障がいの二次障がい等が原因で不登校、ひきこもり、多動などの行動上の課題を持ったケアニーズが高い子どもに対して、生活、心理、医療、教育等さまざまな面からの治療的ケアを行うことを目的としているが、特に、本市における施設は、状態が重篤化する前の早期介入、早期治療を行い、子どもが戻る場所を保障するとともに、家族や里親、児童養護施設等を側面的に支援するアセスメント機関としての役割も併せ持ち、通所措置や一時保護の受け入れを行っている。

この施設では、元々、早期介入、早期治療のため短期(概ね2年)の入所期間を想定しているが、措置される子どもの中には、治療に時間を要する子どもも一定数含まれており、児童相談所や医療機関、教育機関等とのさらなる連携が求められている。

【各年度末時点の市立児童心理治療施設の入所者数及び通所者数】

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
児童数(入所)	11	16	17	19	14
児童数(通所)	7	13	17	16	17

※R6年度は12月末時点

【各年度末時点の市立児童心理治療施設の平均措置期間】

	R2	R3	R4	R5
入所	7か月	11か月	1年	1年8か月
通所	5か月	9か月	1年4か月	1年4か月

### 資源等に関する地域の現状

本市では、これまでも施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化を進めてきたところであり、代替養育を受けている子どもの生活の場としての機能だけでなく、子どもと家庭を包括的に支援する機関としての機能を充実させているところである。

#### ① 施設で養育が必要な子ども数

	R6.12	R7	R8	R9	R10	R11
代替養育必要児童数	335	343	346	343	340	337
里親・ファミリーホーム+乳児院+児童養護施設	282	285	286	284	282	280
乳児院	10	9	10	10	10	10
0-2歳	5	4	5	5	5	5
3-6歳	5	5	5	5	5	5
児童養護施設	119	121	122	121	120	120
3-6歳	0	0	0	0	0	0
7歳以上	119	121	122	121	120	120
乳児院+児童養護施設	129	130	132	131	130	130

\*先述(4)各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込みより抜粋

上記のとおり、乳幼児で乳児院に措置される子どもは0～2歳に限らず、未就学の子どものまで含めた受け入れを想定している。これは、医療的ケア、心理的ケア等の専門的かつ重点的な支援が必要な子ども等の入所を見越したものである。

また、38～40ページに記載のグラフのとおり、7歳(学齢児)以上の場合、7歳から12歳までの小学生年代までは、代替養育が必要となった場合に、里親等を選択する方が児童養護施設を選択する比率よりも高いが、13歳以上になると児童養護施設等の比率が高い傾向にある。児童養護施設においても、被虐待体験や発達障がい等の課題を抱えて入所している子どもも多く、このような専門的ケアが必要とされる子どもに対して、必要

に応じて障がい児の支援機関とも連携を図りながら対応している。

## ② 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組み

各施設における専門職の配置は以下の表のとおりであるが、その他にも、心理職の個別対応職員としての配置や、地域小規模児童養護施設等バックアップ職員の配置等、多職種連携によるチーム養育に各施設で取り組んでいる。

【養育機能強化のための専門職配置(令和6年4月1日時点)(単位:人)】

	福岡乳児院	みずほ乳児院	和白青松園	福岡育児院	福岡子供の家	市立児童心理治療施設
家庭支援専門相談員	1	2	3	2	3	2
心理療法担当職員	2	2	5(4)	2(1)	2	11
自立支援担当職員	—	—	1	1	0	0
里親支援専門相談員	1	1	1	1	1	—

※()内は非常勤職員

【各年度末時点の一時保護専用施設の設置状況】

年度	施設名 *()内は定員枠数	定員合計
H31	和白青松園(6)、福岡子供の家(6)、福岡乳児院(6)	18
R2	和白青松園(12)、福岡子供の家(12)、福岡乳児院(6)、市立児童心理治療施設(5)	35
R4	和白青松園(12)、福岡子供の家(12)、福岡乳児院(6)、市立児童心理治療施設(5)、SOS子どもの村JAPAN(12)	47
R5	和白青松園(12)、福岡子供の家(12)、福岡乳児院(6)、市立児童心理治療施設(5)、SOS子どもの村JAPAN(12)、みずほ乳児院(6)	53
R6	和白青松園(12)、福岡子供の家(12)、福岡乳児院(6)、市立児童心理治療施設(5)、SOS子どもの村JAPAN(12)、みずほ乳児院(6)、福岡育児院(12)	65

## ③ 小規模かつ地域分散化に伴う人材育成の確保、支援体制の検討

現在、市内施設においては、福岡乳児院のみが定員28名の大舎制の施設であるが、令和10年度を目途に移転、小規模化を検討している。移転後は、本市全体の状況を見ながら、高機能化、多機能化について検討していく必要がある。

また、地域小規模児童養護施設については、ケアの単位を再検討するとともに、本体施設からのバックアップ体制や組織としてのチームアプローチによる養育、これを担う人材の確保、育成という課題を施設単体で検討するのではなく、施設間や行政と共有しながら進めていく必要がある。

#### ④ 高機能化、多機能化に伴う専門性の担保

家庭養育優先原則に基づき、ケアニーズが比較的高いとされる子どもが乳児院や児童養護施設、児童心理治療施設に措置される。さらには、一時保護専用施設の設置や訪問型、通所型、宿泊型の各種サービスの展開等による高機能化、多機能化が進んでおり、子どもの発達特性や成長段階等に応じた支援を展開するための専門性の向上が必要となる。

特に一時保護においては、児童相談所の処遇決定に係る行動観察力が求められることや登校状況が不安定な子どもの支援、措置開始時の子どもの年齢が高年齢化し、自立まで入所する子どもが増えている中での自立支援の充実など、専門的かつ治療的なケアが求められる。

#### 資源の整備・取組方針等

- ① 子どもの特性等のニーズに合わせた支援を提供できるよう、里親を含めた多様な措置先が選択できる社会的養護体制を整備する。
- ② 福岡乳児院(大舎施設)の移転に伴い、小規模化、高機能化、多機能化を図る。
- ③ 地域小規模児童養護施設については、これまでの5年で増設できなかった課題等に対応し、本体施設のバックアップのもと、増設に取り掛かる。
- ④ 多機能化、高機能化については、現在の取組みを引き続き進めるとともに、施設間や関係機関とネットワークで支援できる体制を整えていく。
- ⑤ 小規模化、多機能化、高機能化に伴い、その役割を担う職員の人材育成について施設間で協働して取り組む。
- ⑥ 乳児院や児童養護施設が従来担ってきた役割を果たしつつ、社会的養護のセーフティネットとしても機能していくこと及び児童自立生活援助事業Ⅱ型等の実施など、さらなる多機能化についても取り組む。
- ⑦ 児童心理治療施設については、本来の役割に加え、市内の里親、ファミリーホーム、児童養護施設等の後方支援の役割を引き続き担う。
- ⑧ 障がいをもつ子どもの支援については、障がい児入所施設や障がい児の支援機関等と連携し、早期からこれを支援する。

本市の現状と評価のための指標

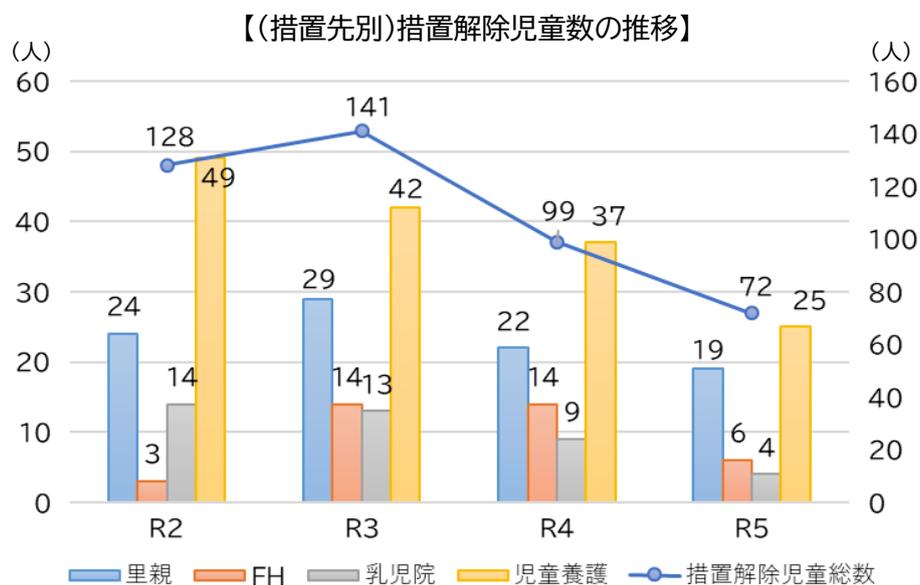
評価のための指標	整備・取組み状況(R6)	見込み	R7	R8	R9	R10	R11
小規模かつ地域分散化した施設数、定員数	地域小規模児童養護施設数 6か所	必要量 (箇所数)	7	8	9	10	13
	定員 36人	必要量 (人)	40	44	48	52	64
養育機能強化のための 専門職の加配施設数、 加配職員数	加配施設数 5か所	必要量 (箇所)	各施設において、養育機能強化のための専門職を配置しており、引き続き、被措置児童の状況等を踏まえ、適切な職員数を配置する				
	加配職員数 17人	必要量 (人)					
養育支援強化のための 事業(親子支援事業、家 族療法事業等)の実施施 設数	3か所	必要量 (箇所数)	養育機能強化のための事業実施については、支援が必要な子どもやその家庭の状況に応じ実施しており、事業実施については、ニーズ等に応じ柔軟に対応する				
一時保護専用施設の整 備施設数	7か所	必要量 (箇所数)	7	7	7	7	7
児童家庭支援センター の設置数	現在、施設併設型の児童家庭支 援センターの設置なし	必要量 (箇所数)	ニーズ等に応じて、整備を検討				
里親支援センター設置 数(再掲)	0か所 * 令和7年4月開設準備中	必要量 (箇所数)	1	1	ニーズ等に応じて、整備数を検討		
妊産婦等生活援助事業 の実施事業所数	1か所	必要量 (箇所)	1	ニーズに応じて整備数を検討			

## (9)社会的養護自立支援の推進に向けた取組

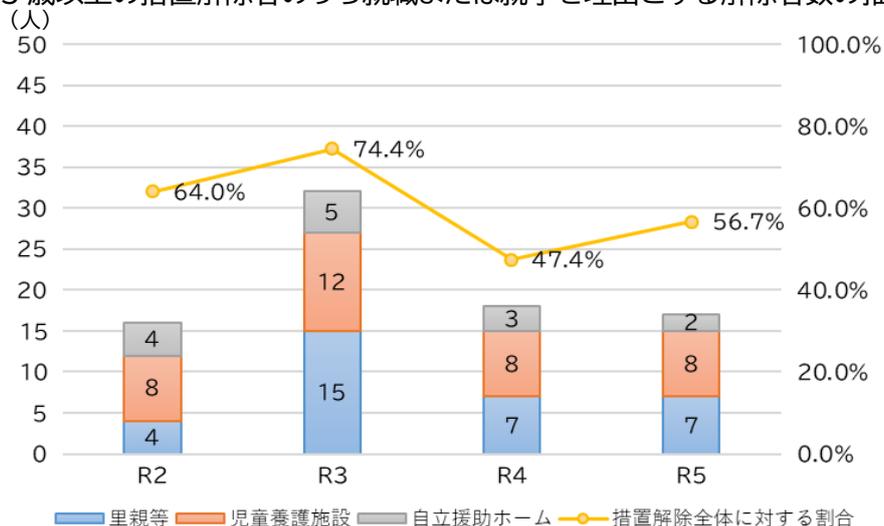
本市における社会的養護からの自立支援については、児童相談所において、社会的養護自立支援事業を活用し、措置解除された者で引き続き、または再度支援が必要と判断された者を対象に個別に自立支援を行っていた。

また、児童養護施設や自立援助ホームによる退所者に対するアフターケアも行われているが、体系化された取組みとして確立しておらず、結果として、繋がる力を持った者は支援に繋がるが、多くの困難を抱えて自ら SOS を発せない者については支援に繋がらず、その実態も掴めない状況にある。

なお、近年、自立支援のニーズが高まってきていることから、措置中から自立に向けての支援体制を整えるために、令和6年4月から児童相談所こども支援第1課に自立支援係を設置している。



【15歳以上の措置解除者のうち就職または就学を理由とする解除者数の推移】



現行計画の達成見込み・要因分析等

① 自立援助ホームの活用と拡充

これまで義務教育終了後から20歳未満までを対象とした児童自立生活援助事業、20歳から22歳の年度末までを対象としていた就学者自立生活援助事業、そして18歳から年齢制限なしの社会的養護自立支援事業が社会的養護からの自立支援として行われていたが、令和6年度から児童自立生活援助事業が変更となり、アフターケアを受けている者で、やむを得ない事情がある場合は、20歳以上での利用も可能となっている。これに伴い、自立援助ホームで実施される児童自立生活援助事業をⅠ型、児童養護施設や児童心理治療施設、母子生活支援施設等で実施されるものをⅡ型、里親やファミリーホームにて実施されるものをⅢ型と位置付けられた。

現行計画では、令和2年度時点で市内3か所に設置されていた自立援助ホームについて、男子専用ホームを1か所増設することとしており、令和7年2月に新設されている。

【各年度末時点の自立援助ホームの利用者数】

	R2年度		R3年度		R4年度		R5年度		R6年度		合計
	男子	女子									
市内	4	10	4	5	4	4	3	4	4	5	47
市外	1	0	3	0	4	0	6	0	5	2	21
合計	5	10	7	5	8	4	9	4	9	7	68

※R6年度は12月末時点

【児童自立生活援助事業実施状況(令和7年2月1日時点)】

区分	場所	利用者数	実施箇所数	実施施設
Ⅰ型	市内	9	4	自立援助ホーム 4か所
	市外	7	5	自立援助ホーム 5か所
Ⅱ型	市内	1	1	母子生活支援施設 1か所
Ⅲ型	市内	5	4	里親 1世帯 ファミリーホーム 3か所
合計		22	14	

## ② 機能的なアフターケアの展開

現行計画策定時にも、アフターケアの実施が一部の対象者に限られることや、インケアの際に担当していた施設職員の裁量によることが課題とされていた。施設については、自立支援担当職員を市内5施設(児童養護施設2施設、自立援助ホーム2施設、母子生活支援施設1施設)に配置し、アフターケアの充実を図っているところである。

また、児童相談所では、平成30年度から、こども支援第1課家庭移行支援係(令和6年度から自立支援係へ名称変更)に社会的養護自立支援員(現 児童福祉専門相談員)を配置し、施設等退所者に対し、生活上の相談や支援を実施している。令和6年度に施行された改正児童福祉法により、社会的養護経験者等の孤立を防ぎ、必要な支援に適切に繋ぐための社会的養護自立支援拠点事業が創設されたが、現在のところ本市における設置はなく、社会的養護自立支援事業において自立支援を継続している。

### 社会的養護自立支援事業による支援

支援内容: 支援計画を作成し、対象者の状況把握、資金計画の確認  
生活相談(面接・電話・メール・家庭訪問等)の実施  
区役所、学校、就労先、病院等への同行  
就職活動の助言 等

## 資源等に関する地域の現状

### ① 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握

先述のとおり、これまで施設等によるアフターケアは各施設に裁量が任せられており、社会的養護経験者との繋がりも、経験者側からこれを絶つ場合もあるため、実情の把握は難しい。(国による調査の回答割合 14.4%)一方で、令和6年度施行の改正児童福祉法により、社会的養護経験者等の実情を把握し、その自立のために必要な援助を行うことが都道府県の義務と位置付けられた。この中には、被虐待経験がありながらもこれまで公的支援に繋がらなかった者等(「非」社会的養護経験者)対象者の幅が広く、これらすべてを把握することは非常に困難だが、関係機関等との連携により、本市においてもこれに取り組む必要がある。

### ② 社会的養護経験者等(「非」社会的養護経験者を含む)の自立に向けた取組

社会的養護経験者等は支援機関と繋がっていないこともあり、施設や里親等、児童相談所が単体で支援していくことは困難である。特に、「非」社会的養護経験者にいたっては、相談支援体制が構築されておらず、社会的養護自立支援実態把握事業によって社会的養護経験者等の状況を把握し、児童自立生活援助事業の活用や社会的養護自立支援拠点事

業の実施検討を行う必要がある。

また、現在、社会的養護自立支援協議会については組織されていないが、令和7年度にこれを設置し、自立支援の体制の評価や、支援ニーズに則した支援体制の構築について検討を行う必要がある。

さらに、「非」社会的養護経験者まで含んだ自立支援については、高い専門性が求められることから、人材の確保、育成も課題である。

### ③ 児童自立生活援助事業Ⅰ型について

令和7年2月現在、市内に4か所ある児童自立生活援助事業Ⅰ型事業所(自立援助ホーム)は、男子2、女子2のホーム数となっているが、利用者の中には、就学中の者、自立に向けて積極的に就労する者、また、障がい、疾病、その他の事由により、日常生活または社会生活を営むために継続的な支援を必要とする者など対象が幅広い。そのため、単純に性別やホームの空き状況により事業を利用した場合、利用者間での関係性等に影響を及ぼすことも十分に想定されるため、就学、就労どちらを主で自立に向けて取り組むのかといった用途によりホームを分ける等の機能分化についても検討する必要がある。

### ④ 児童自立生活援助事業Ⅱ型について

現在、児童養護施設や児童心理治療施設、母子生活支援施設において実施される児童自立生活援助Ⅱ型の利用者は母子生活支援施設における1名であるが、母子生活支援施設へのそもそもの措置は各区の家庭児童相談室で受けた相談をもとに福祉事務所で決定しており、保護者である母のソーシャルワークに主眼が置かれているため、同居する子どもの支援については、母子生活支援施設に委ねられている部分が多い。そのため、従来の保護者に向けた自立支援と並行して、高校生年代等の年長の子どもが同居している場合は、関係機関と協働して、子どもの自立支援を行う必要がある。

また、児童養護施設や児童心理治療施設についても、この事業実施者となる可能性を踏まえ、支援体制について十分に検討し、事業利用が必要な利用者が現れた場合には、速やかにこれを支援できるよう整えておかなければならない。

### ⑤ 児童自立生活援助事業Ⅲ型について

里親やファミリーホームにて実施される児童自立生活援助事業Ⅲ型は、主に、これまでの措置からの移行に伴い、個人である里親が事業者となる。事業実施にあたってはⅠ型、Ⅱ型と同様の支援が求められることから、児童相談所をはじめとした関係機関の協力が必須である。令和7年4月には里親支援センターが設置されるため、里親委託児童の自立支援において何が必要なのか、課題解決に向けて何に取り組むのかといった検討を含め、連携を図っていく必要がある。

### 資源の整備・取組方針等

- ① 令和7年度に社会的養護自立支援協議会を設置し、社会的養護自立支援実態把握事業を実施する。
- ② 社会的養護自立支援実態把握事業の結果を踏まえ、児童自立生活援助事業のあり方や社会的養護自立支援拠点事業の実施について検討する。
- ③ 「非」社会的養護経験者も含んだ対象者へ支援についての情報提供、周知の方法を検討し、実施する。
- ④ 自立を目指しての措置でない場合についても、インケアの時期から自立を視野に入れた支援の充実を図る。
- ⑤ 児童自立生活援助事業Ⅰ型の機能分化を検討するとともに、利用年齢の弾力化に伴う長期間利用等も想定されるため、ニーズに見合った供給量を検討する。
- ⑥ 児童自立生活援助事業Ⅱ型においては、各施設にこれを周知し、インケアの際から自立支援に向けた取組みについて、関係機関と連携し対応する。
- ⑦ 児童自立生活援助事業Ⅲ型においては、里親という個人が事業実施者となることに留意し、児童相談所や里親支援センターと連携して自立支援にあたる。

### 本市の現状と評価のための指標

評価のための指標	整備・取組み状況(R6)	見込み	R7	R8	R9	R10	R11
児童自立生活援助事業の実施箇所数	I型(自立援助ホーム) 4か所	必要量 (箇所数)	4	4	4	4	4
	II型(児童養護施設等) III型(里親・ファミリーホーム)	必要量 (箇所数)	個別の状況を鑑み、必要に応じて、当該事業を実施する				
社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数	0か所	必要量 (箇所数)	0	1	1	1	1
社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の整備状況	令和7年度に社会的養護自立支援協議会設置に向けて準備中	—	令和7年度に設置、自立支援の在り方を検討				

## (10)児童相談所の強化等に向けた取組

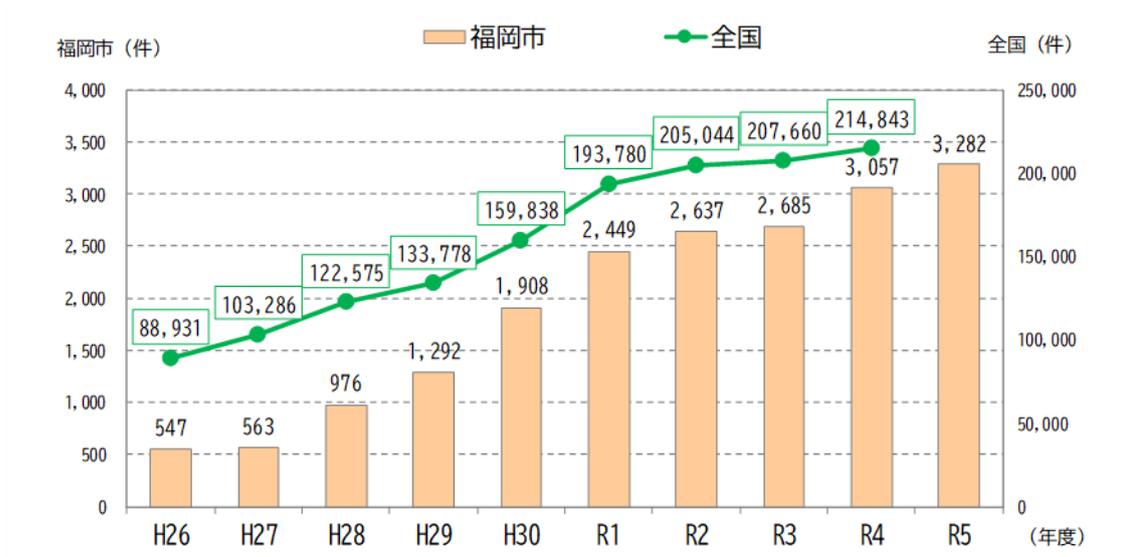
本市の児童相談所(福岡市こども総合相談センター)では、子どもに関するあらゆる相談を来所、電話、SNS 等のさまざまな手段で受け付けている。

令和5年度の虐待相談対応件数は 3,282 件と過去最多となっている。その要因は、警察からの通告件数の増加や、児童虐待に対する市民の関心が高まったことが考えられる。虐待の内訳では、心理的虐待が 2,139 件と高い割合を示しているが、これは、警察等からの面前 DV の通告(家庭における暴力の目撃等によるもの)が増加したことが要因である。

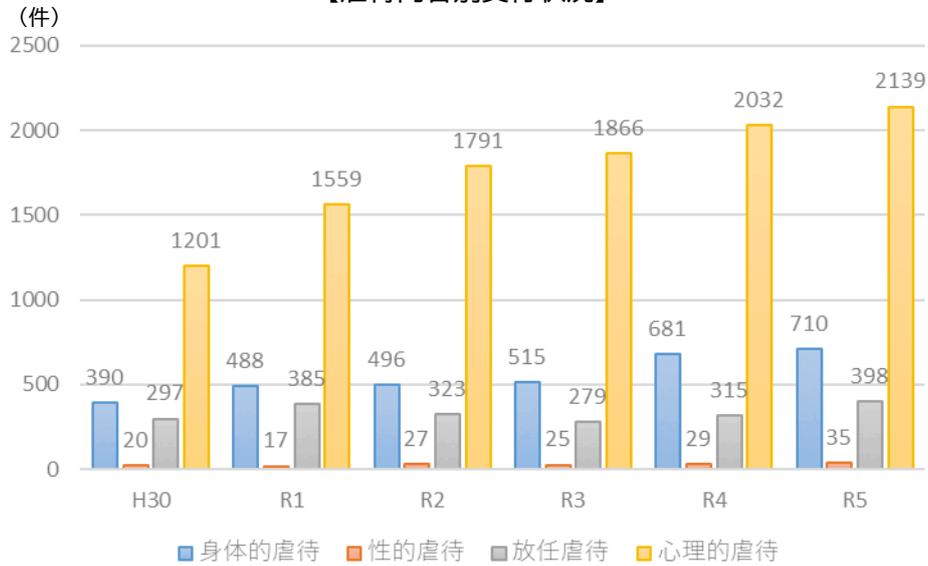
本市では、令和3年度に区子ども家庭総合支援拠点(現在は区こども家庭センターに再編)を設置し、児童相談所と区役所が一体的に支援する体制を整備した。また、児童相談所に連携支援担当課長、市区町村支援児童福祉司を配置し、児童相談所と区役所の連携強化を図った。さらに、児童虐待の予防、迅速・的確な対応を目的として、虐待の通告先を児童相談所のこども相談企画課に一元化し、緊急度、重症度等に応じて、児童相談所あるいは区役所に繋ぐ仕組みを構築した。

また、国は、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づく児童相談所の体制強化(人員の配置、人材育成)を進めており、本市では、令和5年度に児童相談所職員及び各専門職(児童福祉司、児童心理司)の人材育成方針を策定し、体系的な人材育成に取り組んでいる。

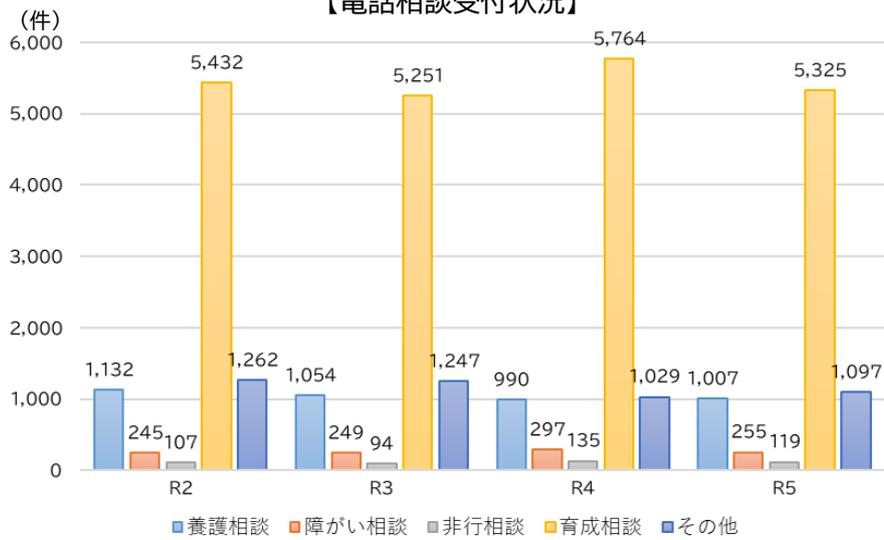
【各年度末時点の虐待相談件数の推移(再掲)】



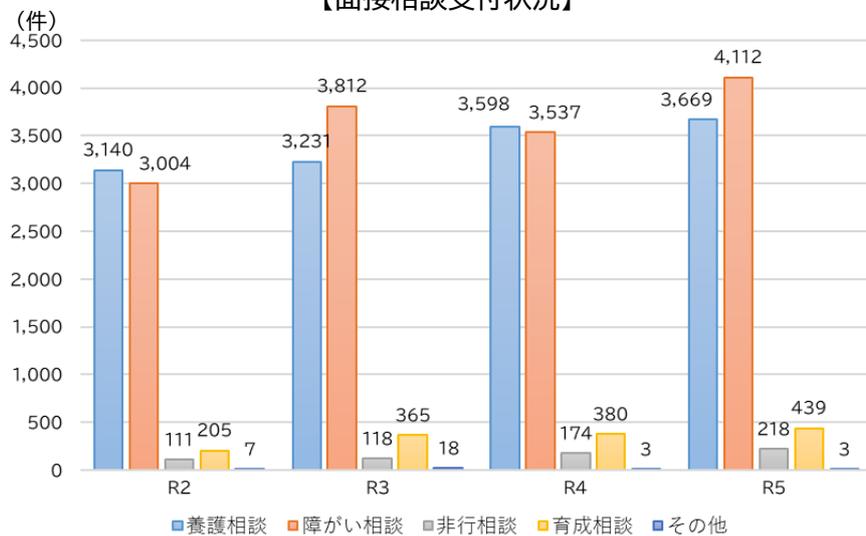
【虐待内容別受付状況】



【電話相談受付状況】



【面接相談受付状況】



## 現行計画の達成見込み・要因分析等

### ① 業務の特化による専門性の強化など

児童相談所では、多様化する子どもとその家庭の問題に対応するにあたり、多角的な視点に基づくソーシャルワークの展開が求められる。本市では、政令市であることの利点を生かし、区こども家庭センターと児童相談所による一体的支援を行っているが、区こども家庭センターは的確なアセスメントに基づく在宅ケースマネジメント、児童相談所は強制的な親子分離などの法的対応や代替養育を必要とする子ども及びその家庭への援助・指導などの専門的ケースマネジメントと、それぞれ役割を分担している。また、両者間における送致や情報提供の仕組みに加え、市及び各区に設置された多くの関係機関・団体で構成される要保護児童支援地域協議会の枠組みを活用し、市全体での多機関連携による社会全体での包括的在宅支援、家庭養育優先原則に基づいた伴走型支援を展開している。

また、児童相談所では、国の「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき職員が増加したことに伴い、急務となっていた組織的人材育成に対応することも相談企画課を新設し、所内職員の人材育成方針を策定するほか、方針に基づいた組織的な人材育成に取り組んでいる。

### ② 人材育成

児童相談所における児童福祉司、児童心理司及び各スーパーバイザーの養成にあたり、人材育成方針におけるキャリアラダーの中で到達すべき目標を定め、上司と目標設定、振り返り等を行うこととしている。

【参考：福岡市こども総合相談センターホームページ】

○福岡市こども総合相談センター人材育成方針

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/kodomo-mirai/k-tyousei/life/egaokanhp/documents/01ikuseizentai.pdf>

○福岡市こども総合相談センター研修実施方針

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/kodomo-mirai/k-tyousei/life/egaokanhp/documents/02kensyuuisou.pdf>

## 資源等に関する地域の現状

### ① 児童相談所及び区こども家庭センター職員の質の向上(人材育成)

国の「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づいて、児童相談所の児童福祉司、児童心理司は配置されており、市民により近い場所で、アウトリーチを生かした支援を展開する区こども家庭センターにおいても、国が「こども家庭センターガイドライン」で示す配置基準以上の職員を配置している。

目下の課題としては支援を必要とする子ども、その家庭のニーズに対応するための質

の向上である。

対人援助職には、子ども、保護者、それぞれが抱える問題に気付きを促していく伴走型支援の質を上げることや、近年、さまざまな在宅支援サービスやプログラムが創出されている中で、これを利用する市民に繋ぐ役割である職員(児童福祉司やこども家庭センター職員)の理解、ソーシャルワーク力、ケースマネジメント力が求められる。

児童相談所は、子どもの声を聴くこと(意見聴取等措置)、自立支援、家族の再統合支援等を行うことが求められ、その求められる専門性が異なることから、所内及び関係機関との連携によるチームアプローチが重要となる。

## ② 児童相談所内でのマネジメント

令和3年度に各区に子ども家庭総合支援拠点を設置した際に、児童相談所で一定の経験を積んだ職員が区に配置された。一方、児童相談所は近年体制が強化されているが、経験年数の短い職員が増えたため、組織的な育成が急務となっている。このため、令和6年度から児童福祉司、児童心理司それぞれの人材育成方針に基づいた育成に取り組んでいるところである。

また、人事異動等はあるとしても、児童相談所の児童福祉司や児童心理司が短いサイクルで担当が変更となることは、子どもや里親、施設にとっても関係構築や支援の継続性の部分で課題であり、組織としての支援が分断されない取組みの検討が必要である。

## ③ 専門職の人員配置、育成等、市全体での方向性

本市では、児童相談所業務の根幹となる児童福祉司、児童心理司については、福祉職や心理職、保育士等の専門職の配置等を積極的に行ってきたところであり、今後は、児童相談所や区こども家庭センター、施策を展開する本庁こども家庭福祉部門で従事する職員において、将来を見据えたキャリアパスの策定や長期スパンの育成についても検討が必要である。

また、これまでも医師や保健師といった専門職を配置してきたが、平成23年度に全国で初めて児童相談所に常勤弁護士を配置するなど法的対応の強化に早期から取り組んでいる。令和元年度からは、外部の弁護士を週1回配置し、法的助言を依頼できる法的対応機能強化事業の実施や、児童虐待相談において、医学の専門家から所見を得る医学的専門相談事業を実施するなど専門性を強化している。

なお、福祉職や心理職といった専門職のほか、事務職が配置される場合でも、専門性を獲得・向上するための研修やOJTの実施は、児童相談所の専門性の維持・向上に繋がると考えられるため、そのような取組みを並行して進めることも必要である。

#### ④ 外部機関の評価による質の向上

令和2年4月施行の児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律において、「児童相談所が行う業務の質の評価を行うこと等により、当該業務の質の向上に努めなければならない」と規定され、この質を評価する仕組みとして、第三者評価の実施が求められることになった。

本市では、令和元年度に一時保護所の第三者評価のモデル実施を行い、令和6年度には児童相談所、一時保護所の第三者評価を受審している。

今後も、全国の児童相談所・一時保護所の取組みを熟知した外部機関による第三者評価を定期的(3年に1度)に受審し、質の向上に取り組む。

#### 資源の整備・取組方針等

- ① 子どもの声を聴くことや、在宅支援、自立支援、家族の再統合支援等、児童相談所及び関係機関も含めたチームアプローチによる支援に引き続き取り組む。
- ② 児童福祉司、児童心理司等の人材育成方針に基づく個人のスキルアップに留まらず、スーパーバイズ体制の充実も含めた組織としての対応力、ケースマネジメント力等の専門性の向上に引き続き取り組む。
- ③ 児童相談所だけでなく、区こども家庭センターも含めた市全体の子ども家庭福祉分野の人材育成として、知識の習得に加え、対応力、ケースマネジメント力等の専門性の向上に引き続き取り組む。
- ④ 子どもの権利擁護や家庭養育優先原則、パーマネンシー保障といった共通理念に基づく、児童相談所、区、関係機関の職員まで含めた実践的な研修を実施するなど、専門性と質を担保し、連携を強化するための取組みを充実させる。
- ⑤ 児童相談所、区こども家庭センター、施策を展開する本庁こども家庭福祉部門も含めた職員の長期スパンでの人材育成について、関係部局との協議、検討を進め、市全体での体制強化を図る。
- ⑥ 児童相談所・一時保護所の第三者評価を3年に1度定期的に受審し、外部からの評価も踏まえた質の向上に継続して取り組む。

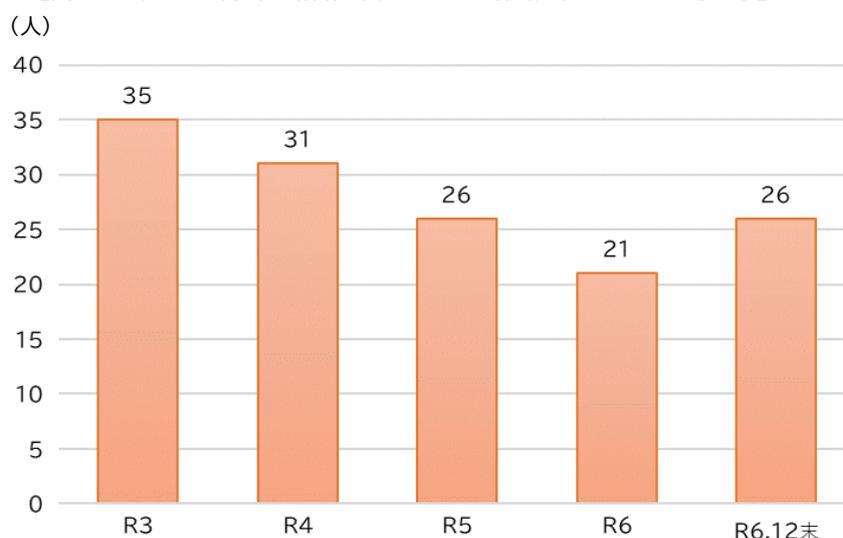
本市の現状と評価のための指標

評価のための指標	整備・取組み状況(R6)	見込み	R7	R8	R9	R10	R11
児童相談所の管轄人口	管轄人口(令和7年1月1日) 165.9万人	市全体の相談支援体制や取組み状況を踏まえて、必要に応じて検討					
第三者評価を実施している児童相談所数、割合	児童相談所数 1か所	必要量 (箇所数)	市全体の相談支援体制や取組み状況を踏まえて、必要に応じて児童相談所数を検討				
	割合 100%	必要量 (割合)	100 *3年に1度の受審				
児童福祉司配置数	86人	必要量 (人)	国のプランに基づき、配置				
児童心理司配置数	46人	必要量 (人)					
児童福祉司スーパーバイザーの配置数	12人	必要量 (人)					
市町村支援児童福祉司の配置数	1人	必要量 (人)	1	1	1	1	1
医師の配置数	3人	必要量 (人)	2	2	2	2	2
保健師の配置数	3人	必要量 (人)	3	3	3	3	3
弁護士の配置数	1人	必要量 (人)	1	1	1	1	1
児童相談所職員における研修(児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修等)の受講者数	児童福祉司任用前講習会:1回 児童福祉司任用後研修:1回	必要量 (回)	2	2	2	2	2
	児童福祉司任用前講習会 ・児童福祉司任用後研修 延べ受講者数:499人	必要量 (人)	500	500	500	500	500
専門職採用者数	福祉職をはじめとする専門職の採用については、市全体の職員採用計画に基づいて行われており、児童相談所への配置を前提としての個別の採用は行っていないが、児童相談所の機能強化に向けて、国や周辺自治体の動向を注視しながら、将来を見据えた計画的な配置を行うため、引き続き、人事当局と調整を行っていく。						

## (11)障がい児入所施設における支援

本市では、福祉型障がい児入所施設が3施設(うち2施設は福岡県所管)、医療型障がい児入所施設が2施設ある。このうち福祉型障がい児入所施設若久緑園においても、児童養護施設等と同様に令和2年度から入所定員を段階的に縮小し、ユニット化を進めている。また、令和6年度からは園内に移行型グループホームを設置し、地域移行を図っているところである。

【障がい児入所施設(措置)児童数の推移(4月1日時点)】



### 資源等に関する地域の現状

#### ① 障がい児入所施設の理解

児童福祉法で位置付けられている障害児入所施設について、まず、他の代替養育を受けている子どもと同様に社会的養護の中で支援の必要性がある子ども、保護者として認識される必要がある。

#### ② 障がい児入所施設で生活する子どもの権利擁護

これまで本市では、現行計画の策定時に、子どもの声を聴く取組みとして実施した「子どもの声を聴かせてワーク」において、障がい児入所施設を対象としたり、令和5年度からは子どもアドボケイトを派遣したりという権利擁護の取組みを行ってきた。また、障がい児入所施設では、その入所形態が措置と契約で異なるが、市内の障がい児入所施設については、児童相談所による権利に関する児童面接を、入所児童全員を対象として実施している。

### ③ 障がい児入所施設で生活する子どもの進路選択

障がい児入所施設で生活している子どもは、進路選択の際、特別支援学校高等部しか選択できない状況にあり、一般の高校を目指す場合には、児童養護施設等へ措置変更せざるを得ないという課題がある。

資源の整備・取組方針等
-------------

- ① 措置や契約といった入所形態にかかわらず、障がい児入所施設で生活する子どもも他の社会的養護で生活している子どもと同様に、家庭復帰、家庭移行、自立支援の取組みを充実させる。
- ② 子どもの障がいに対する正しい理解とそのケアのため環境整備を図るとともに、児童養護施設等と同様にケア単位を縮小し、子どもの権利擁護を推進する。